

平成28年第7回小山町議会12月定例会会議録

平成28年11月29日（第1日）

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 遠藤 豪君 2番 佐藤 省三君
 3番 鈴木 豊君 4番 高畑 博行君
 5番 菌田 豊造君 7番 渡辺 悦郎君
 8番 梶 繁美君 9番 池谷 洋子君
 10番 込山 恒広君 12番 池谷 弘君
 13番 米山 千晴君
 欠席議員 6番 阿部 司君

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	室伏 博行君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	湯山 博一君	住民福祉部長	秋月 千宏君
経済建設部長	池谷 精市君	教 育 部 長	田代 順泰君
危機管理監	岩田 芳和君	町長戦略課長	長田 忠典君
総務課長	小野 一彦君	未来拠点課長	遠藤 正樹君
おやまで暮らそう課長	岩田 和夫君	税 務 課 長	渡邊 辰雄君
住民福祉課長	渡邊 啓貢君	健康増進課長	平野 正紀君
防 災 課 長	杉山 則行君	建 設 課 長	高村 良文君
農 林 課 長	前田 修君	商工観光課長	大庭 和広君
都市整備課長	野木 雄次君	上下水道課長	後藤 喜昭君
こども育成課長	小野 正彦君	生涯学習課長	山本 智春君
総務課副参事	米山 仁君		

職務のために出席した者

議会事務局長 鈴木 辰弥君

会議録署名議員 2番 佐藤 省三君 3番 鈴木 豊君

散 会 午後0時02分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提案説明
- 日程第4 報告第13号 専決処分の報告について
- 日程第5 同意第4号 小山町教育委員会委員の任命について
- 日程第6 同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見について
- 日程第7 議案第84号 訴えの提起について
- 日程第8 議案第85号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について
- 日程第9 議案第86号 工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第87号 小山町職員の給与に関する条例及び小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第88号 平成28年度小山町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第89号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第90号 平成28年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第91号 平成28年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第92号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第93号 平成28年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第94号 小山町健康福祉会館の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第95号 町道路線の認定について
- 日程第19 議案第96号 小山町精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第97号 小山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第21 議案第98号 平成28年度小山町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第22 議案第99号 平成28年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第100号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第101号 平成28年度小山町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。阿部 司君は、本日の会議を欠席する旨、届け出がなされておりますので御報告いたします。

議 事

午前10時00分 開会

○議長（米山千晴君） ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、平成28年第7回小山町議会12月定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に入る前に、議長における諸般の報告をいたします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米山千晴君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、2番 佐藤省三君、3番 鈴木豊君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（米山千晴君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの18日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月16日までの18日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してございますので、これに御協力を賜りたいと思っております。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（米山千晴君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました報告第13号から議案第101号までの21議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 平成28年第7回小山町議会12月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただきありがとうございます。

今回、提案いたしましたのは、報告1件、同意2件、訴えの提起1件、工事請負契約の締結1件、指定管理者の指定1件、町道路線の認定1件、条例の制定1件、条例・規約の一部改正3件、補正予算10件の、合計21件であります。

はじめに、報告第13号 専決処分の報告についてであります。

本件は、交通事故によって発生した損害賠償の額を、議会において指定されている事項として、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の概要であります。平成28年9月8日午前9時35分ごろ、東京都港区虎ノ門の虎ノ門交差点内において、運転手の不注意により、左側車線を走行していた自動車と接触したものであります。

このとき生じた損害賠償金80万630円について、静岡県町村会公有自動車損害共済委託契約に定める共済責任額の限度内であることから、平成28年11月11日に専決処分をしたものであります。

次に、同意第4号 小山町教育委員会委員の任命についてであります。

本件は、本年11月30日をもって任期満了となります委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見についてであります。

本件は、平成29年3月31日をもって任期満了となります委員について、人権擁護委員法の規定に基づき、候補者の推薦に当たり、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第84号 訴えの提起についてであります。

本案は、小山町湯船原地区新産業集積エリア事業区域の用地買収につきまして、破産により代表者不在の法人名義の土地と、交渉が難航している被相続人名義の土地に対し、共有物分割請求の訴えを提起するもので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第85号 静岡県市町総合事務組規約の一部を変更する規約についてであります。

本組合は、常勤職員の退職手当支給に関する事務及び議会の議員その他非常勤の職員に対する公務災害に関する事務を共同処理している事務組合であります。

今回の変更は、三島市、裾野市及び長泉町で構成する富士山南東消防組合が当該組合に加入することに伴うものであります。

この組合規約の変更の協議について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第86号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、南藤曲団地内における新たな町営住宅建設工事の請負契約の締結であり、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第87号 小山町職員の給与に関する条例及び小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、小山町一般職員、再任用職員、任期付職員の給与改定について、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第88号から議案第93号までについてであります。一般会計のほか4つの特別会計と水道事業会計の補正予算であります。

いずれも人件費の関係の補正であります。補正の内容は、人事異動による増減、育児休業者等に係る減額、給与改定に伴うものなどであります。

なお、一般会計は人件費の減額となっており、予備費に充て、水道事業会計を除く4会計は、増減額を一般会計からの繰入金で調整するものであります。

次に、議案第94号 小山町健康福祉会館の指定管理者の指定についてであります。

本案は、小山町健康福祉会館の指定管理者を静岡ビル保善株式会社に指定することについて、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第95号 町道路線の認定についてであります。

認定します路線は、用沢地内の宅地分譲に伴い、事業地内に整備した道路1路線を認定するものであります。

次に、議案第96号 小山町精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、精神障害者の入院医療費の負担について、家族や親族の方の医療費助成の手続きや、経済的負担の軽減を図ることを目的に、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第97号 小山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてであります。

本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員、農地利用最適化推進委員の定数などについて、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第98号から議案第101号までは、一般質問のほか2つの特別会計と水道事業会計の補正予算であります。

はじめに、議案第98号 平成28年度小山町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

現時点における決算見込額を把握し、これに伴う予算の整理等をお願いするもので、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ5,155万7,000円を減額し、歳入歳出の総額を104億780万2,000円とするものであります。

また、合わせて債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

次に、議案第99号 平成28年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ70万円を追加し、歳入歳出総額を17億7,763万4,000円とするものであります。

次に、議案第100号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ9,900万円を追加し、歳入歳出総額を18億8,718万6,000円とするものであります。

また、合わせて地方債の補正をするものであります。

次に、議案第101号 平成28年度小山町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的支出を2万3,000円増額するものと、資本的収入を2,000万円減額するとともに、資本的支出を3,000万円減額するものであります。

また、合わせて継続費及び企業債の補正をするものであります。

以上、今定例会に提案いたしました21件の提案説明を終わります。

なお、この後、人事案件については私から説明をし、報告第13号 専決処分の報告について、議案第85号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について、また、人件費のみの補正予算であります議案第88号 平成28年度小山町一般会計補正予算（第4号）、議案第89号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第90号 平成28年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第91号 平成28年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第92号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第2号）、議案第93号 平成28年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）を除きまして、関係部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

以上であります。

日程第4 報告第13号 専決処分の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第4 報告第13号 専決処分の報告についてを議題とします。

この報告は、町長提案説明のとおりですので、補足説明を省略いたします。

本報告は、地方自治法第180条第2項の規定による報告でございますので、御了承願います。

日程第5 同意第4号 小山町教育委員会委員の任命について

○議長（米山千晴君） 日程第5 同意第4号 小山町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 同意第4号 小山町教育委員会委員の任命についてであります。

小山町教育委員会は、4名の委員をもって組織し、運営をしておりますが、このうち山口今朝治委員が本年11月30日をもって任期満了となります。山口委員は平成24年12月1日に教育委員に

就任され、以来4年間にわたり小山町の教育行政推進に御尽力いただいております。ここに改めて心より感謝を申し上げるところであります。

しかし、山口委員からは、この任期をもって退任したいとの強い申し出がございました。そこで、後任といたしまして、小山町菅沼706番地にお住まいの湯山伸彦氏を委員として任命いたしたく、お願いするものであります。

湯山伸彦氏は、静岡県教諭として38年間勤務され、その間、小山町はもとより裾野市、御殿場市の中学校教育に邁進され、また、国立中央青少年交流の家指導主事も務められ、御殿場市立御殿場西中学校長を最後に定年退職されました。退職後は、御殿場市教育委員会指導員、国立中央青少年交流の家運営委員などを務められ、地域の信望も厚く、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有しておられますので、教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行され、同法附則第4条において施行日から4年を経過するまでの間に任命される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、当該委員の任期の満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、1年以上4年以内で当該地方公共団体の長が定めるものとする規定されたことにより、本年12月1日から平成32年9月30日までの3年10か月間です。

御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（米山千晴君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これから採決いたします。同意第4号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、同意第4号は、これに同意することに決定しました。

日程第6 同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見について

○議長（米山千晴君） 日程第6 同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見についてであります。

人権擁護委員につきましては、法務大臣の委嘱に基づき、基本的人権の擁護、自由人権思想の普及、高揚を目的として活動を行っております。

小山町の定員は5人で、現在、小学校区ごとに1人ずつの男性3人、女性2人が委嘱されております。このうち、成美地区の松谷昭子さんが平成29年3月31日で任期満了となります。松谷昭子さんは平成20年4月1日に就任され、以来、3期9年にわたり、特に女性としての立場から人権相談をはじめ、基本的人権の擁護、更に自由人権思想の普及や高揚に御尽力をいただいておりますので、引き続きお願いするものであります。

人権擁護委員法の規定から候補者の推薦に当たり、議会の同意をお願いするものであります。以上であります。

○議長（米山千晴君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

お諮りします。本案は、人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。同意第5号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、同意第5号は、これに同意することに決定しました。

日程第7 議案第84号 訴えの提起について

○議長（米山千晴君） 日程第7 議案第84号 訴えの提起についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第84号 訴えの提起についてであります。

本案は、湯船原地区新産業集積エリアの事業区域内にあります湯船字下原1278番4他2筆の26名共有の土地につきまして、用地買収を進めるために共有物分割請求の訴えを提起しようとするものであります。

この土地につきましては、用地買収の御同意を24名の方からいただきましたが、破産により代表者が不在となっている法人及び交渉が難航している相続案件の残る2件について同意を得ることができておりません。

この土地の取得は、本事業計画を実施する上で必要不可欠なものでありますので、共有物分割請求の訴えを提起し、裁判所の判決に基づき本町が代金を支払うことにより、それぞれの持ち分の所有権を取得しようとするものであります。

2件の内容であります。被告となるべき者は、破産により代表者不在の法人1社と被相続人の法定相続人6名であります。

法人につきましては、破産により代表者不在のため、通常の用地交渉ができず、法的措置である共有物分割請求の訴えを提起し、清算人選任申立てにより裁判所に選任された清算人との交渉により、本町が代金を支払うことで法人の持ち分を取得しようとするものであります。

交渉が難航している相続案件につきましては、これまでの交渉経過や現状から、法定相続人間の協議が成立する見込みが無く、このままでは法定相続人から共有持ち分を取得することは困難であると想定されます。

したがって、法的措置である共有物分割請求の訴えを提起し、裁判所の判決により本町が代金を支払うことで法定相続人の持ち分を取得しようとするものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第84号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第85号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について

○議長（米山千晴君） 日程第8 議案第85号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約についてを議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をします。議案第85号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第86号 工事請負契約の締結について

○議長(米山千晴君) 日程第9 議案第86号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長(湯山博一君) 議案第86号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、平成28・29年度町営南藤曲団地A S U O整備事業の工事請負契約締結案件であります。

本契約は、平成28・29年度の2か年度にわたる継続費により事業を執行するものであります。

契約内容は、南藤曲団地内A棟建設予定地に新たな町営住宅を木造で15戸建設する工事と実施設計を一括で発注し、契約するものであります。内容は、高齢者世帯に優しい平屋建てが2戸、メゾネットタイプが13戸で、間取りは全て2LDKであります。その他、コミュニティスペースや駐車場の整備などの外構工事があります。

本請負契約の優先交渉権者の選定に当たりましては、指名プロポーザル方式により、技術提案書に基づいたプレゼンテーション、ヒアリング及び審査会を去る10月25日に実施し、その結果、臼幸産業株式会社を優先交渉権者として選定いたしました。

請負契約金額は、提示額である2億500万円に消費税相当額1,640万円を加えた2億2,140万円であります。

なお、工事の完成予定期日は平成30年1月31日を予定しております。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番(高畑博行君) ただいま提出されました議案第86号 工事請負契約の締結について質疑を行います。

3点お聞きします。

1点目は、この町営南藤曲団地ですが、木造の住宅ということですが、概ねその耐久年数は何年程度と見込んでおられるのかお聞きいたします。

2点目は、所管の委員会協議会の中で、子育て世帯に優しく、高齢者世帯に配慮した住戸を整備するとともに、入居同士の触れ合いの場が創出できるような住棟の配置計画とするという特徴を挙げましたが、子育てにどう優しいのか、高齢者世帯にどう配慮したのか、入居者同士の触れ合いの場が創出できる配置とはどういう配置なのかお聞きしたいと思います。

3点目は、委員会協議会でも同様の質問がありましたが、小山町の町営住宅数は適正戸数より

相当多いのが実態です。現在ある町営住宅の統廃合を優先すべきという考えもできるわけですが、なぜここで新しい町営住宅建設をするのかお聞きしたいと思います。

以上、3点質疑いたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 高畑議員の質問にお答えをさせていただきます。

一般の木造住宅の耐用年数ですが、減価償却資産での耐用年数は22年といわれています。他方、公営住宅におきましては、耐用年数は公営住宅法で30年と規定されております。いずれにしましても、現在、公営住宅に求められている理念といいますのは、長寿命化の観点から、早期の管理・修繕、点検強化をして、ライフサイクルコストを低減していくということで、未永く使っていくということが求められていますので、そういう住宅にしていきたいというふうに考えております。

2点目の子育てにどう優しいのか、高齢者世帯にどう配慮したのか、入居者同士の触れ合いの場がどう創出されるのかという御質問でございますが、お手元の議案に添付しております配置図をお開きください。南側と北側にそれぞれ配置し、真ん中にセンタースクエアと申しますか、四角いコモンスペースを配置しております。一般に、民間の共同住宅もそうなんですけど、公営住宅はフォーメーション上、玄関と裏側が連棟するような形になるんですけど、今回の南藤曲の町営住宅は、真ん中のセンタースクエアに対してそれぞれ玄関を設けております。そして、2階もそれぞれセンタースクエアに向けてベランダも配置して、プライバシーの問題もあるんでしょうけれども、それよりもこのセンタースクエアを通してそれぞれ玄関に入りますので、こういったところでの朝夕の会話だとか、昼間の日常の生活をこういうコモンスペースを活用して演出していきたいというふうに考えております。

また、高齢者世帯におきましては、全てユニバーサルデザインといいますか、バリアフリーになっておりまして、住宅の室内でも車椅子が使えるような仕様としております。

そうしたことで、高齢者にも子育て世帯にも優しい、入居者同士の触れ合いの場が創出できるものと期待しております。

3番目の町営住宅の統廃合を優先すべきではないのか、なぜここで新しい住宅を建てるのかということでございますが、現在、統廃合に向けて、用途廃止に向けて鋭意進めていますが、それと合わせて、新たな需要も発生しております。といいますのは、近年、シングルマザーといいますか、一般的に小山町で県の児童福祉手当の受給者が、私の知る限り140人弱でございます。そうしたシングルマザーといいますか、母子家庭、父子家庭の生活が大変苦しくなっている。その状況の中で、新たに公営住宅を建設して、そういった方々の需要に応えていきたいと、そういう観点から新たに建設をさせていただくところでございます。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第86号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第87号 小山町職員の給与に関する条例及び小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(米山千晴君) 日程第10 議案第87号 小山町職員の給与に関する条例及び小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長(湯山博一君) 議案第87号 小山町職員の給与に関する条例及び小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方公務員法第14条の情勢適応の原則及び第24条第3項の均衡の原則により、本年8月に人事院から出された給与勧告と給与制度の改正に関する勧告に準じ、職員の給料月額及び勤勉手当の支給月数の引き上げ等について改正をするものであります。

はじめに、給与改正についての背景や経緯について御説明をいたします。

人事院では、国家公務員の給与水準について、民間企業の給与水準と均衡させることを目的に、全国1万1,700の民間事業所を対象に4月分給与と同時に給与改定状況等について調査をいたしました。

その結果、月例給及び特別給について、公務員給与が民間給与水準を下回っていることから、給与の格差解消について勧告がなされたものであります。

具体的に、月例給は民間の初任給との間に差があることを踏まえ、初任給を1,500円引き上げ、若年層についても同程度の引き上げを行います。それ以外につきましては400円を基本に引き上げるものです。

また、特別給につきましては、民間の支給割合及び支給状況に見合うよう、勤務実績に応じた給与の支給を推進するため、勤勉手当を0.1月引き上げ、年間4.20月から4.30月に改定するものです。

続いて、給与制度の改正に関する勧告に伴う改正であります。ここでは、民間企業における配偶者に係る手当の状況変化等を踏まえ、配偶者等に係る扶養手当の見直しを行うものであります。

具体的には、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額に引き下げ、子に係る手当額の引き上げを行うものです。なお、この見直しは、受給者への影響をできるだけ少なくする

観点から、平成29年4月から段階的に行うものであります。

改正条例は4条で構成し、関連条例2つを改正するものであります。

はじめに、第1条及び第2条につきましては職員の給与に関する条例の一部改正であります。

第1条では、第15条の7の改正により、一般職及び再任用職員の12月に支給する勤勉手当の支給率を、一般職は0.1月、再任用職員は0.05月引き上げるもの及び文言の整理をするものであります。

別表第1及び別表第2の給料表の改正は、再任用職員を除く職員の平均給料月額を、平均0.24%引き上げ、1級の初任給を1,500円引き上げるものであります。

第2条では、配偶者に係る手当を6,500円に減額し、子に係る手当を1万円に増額するもの及び文言の整理をするものであります。

次に、第3条及び第4条につきましては、一般職の特定任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。

当条例第7条及び第8条の改正は、特定任期付職員の給料月額を引き上げ、12月の期末手当の支給率を1.575月から0.05月引き上げて1.625月に改正するものであります。

附則では、施行期日を公布の日からとしておりますが、第1条及び第3条の規定は、月例給につきましては平成28年4月1日から、特別給につきましては平成28年12月1日から施行し、第2条、第4条の規定は平成29年4月1日から施行するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第87号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第88号 平成28年度小山町一般会計補正予算（第4号）

○議長（米山千晴君） 日程第11 議案第88号 平成28年度小山町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第88号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第89号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(米山千晴君) 日程第12 議案第89号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第89号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第90号 平成28年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(米山千晴君) 日程第13 議案第90号 平成28年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第90号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第91号 平成28年度小山町介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(米山千晴君) 日程第14 議案第91号 平成28年度小山町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明がありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第91号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第92号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(米山千晴君) 日程第15 議案第92号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第92号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第93号 平成28年度小山町水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(米山千晴君) 日程第16 議案第93号 平成28年度小山町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明がありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第93号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第94号 小山町健康福祉会館の指定管理者の指定について

○議長(米山千晴君) 日程第17 議案第94号 小山町健康福祉会館の指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 秋月千宏君。

○住民福祉部長(秋月千宏君) 議案第94号 小山町健康福祉会館の指定管理者の指定についてであります。

本案は、小山町健康福祉会館の指定管理について、候補者として選定しました静岡ビル保善株式会社を指定することに関し、地方自治法第244条の2第6項及び小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

健康福祉会館を指定管理としますのは、当該施設の管理運営をより効率的、効果的に行うため、民間能力を活用して、利用者へのサービス向上、経費の縮減等を図ることを目的に行うものであります。

提案の指定管理者につきましては、本年10月31日に開催されました小山町公の施設の指定管理者選定委員会の審査を受け、候補者として選定したものであります。

審査に当たりましては、申請のありました3者からの申請書に基づき、施設管理及び自主事業等に係る事業計画並びに収支予算について健康福祉会館の機能を十分に理解し、効率的、効果的な運営ができる内容であるか、また、町民の健康増進や地域活性化に寄与する内容であるかなどを中心に、書面審査及びヒアリングを実施いたしました。

この結果、経費縮減はもとより、多種多様な自主事業の開催、リラクゼーションスタジオやダンス・ヨガスタジオの利活用の向上など、健康福祉会館としての機能を高め、効率的、効果的に運営することが十分期待できるものとして、静岡ビル保善株式会社を候補者として選定したものであります。

指定管理者の業務は、健康福祉会館及び小山公園駐車場の維持管理、平日の夜間及び休日の館内警備、3階リラクゼーションスタジオの運営やダンス・ヨガスタジオ、カフェスペースなどの利活用の促進、1階保健センター部分及び2階事務室を除く会議室・運動室、屋外広場の貸館業務等であります。

なお、指定管理期間を平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とするものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（高畑博行君） ただいま提出されました議案第94号 小山町健康福祉会館の指定管理者の指定について質疑いたします。

2点お聞きします。

1点目ですが、10月31日の選定審査会が開催され、書類審査・ヒアリングが行われたようですが、先ほどの部長の説明で、審査書類を提出したのが3者だったということですが、書類審査の結果、選定された静岡ビル保善株式会社の評価点数はどの程度だったのかお聞きしたいと思います。

2点目ですが、やはり先ほどの部長の説明にもありましたけれども、今後、静岡ビル保善株式会社に指定管理を任せられた場合、福祉会館内にあるリラクゼーションスタジオだとかダンス・ヨガスタジオの中などで行われる様々な企画運営なども全て指定管理者に任せるということでいいのでしょうか。また、もし町民からの設置マシンですとか、運営上の要望があった場合の受付窓口は、指定管理者自身でしょうか、それとも健康増進課でしょうか、その点もお聞きしたいと思います。

以上、2点質疑いたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（平野正紀君） 1点目の質問にお答えいたします。

静岡ビル保善株式会社の評価点数でございますが、審査点数150点満点中、審査員9名の平均点は116.45点でありました。

次に、2点目の質問でございますが、企画の運営については、全て指定管理者に任せられるのではなく、リラクゼーションスタジオやダンス・ヨガスタジオの利活用と会館利用者の増加を目的に、現在、町で実施しております各種の保健事業、介護予防事業との連携を図りまして、幅広い事業が展開できるよう、今後、指定管理者と協議、調整を進めてまいりたいと考えております。

また、運営上の要望があった場合につきましては、指定管理者だけに任せられるのではなく、町といたしましても、指定管理者と十分協議の上、相手方と調整をしてみたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第94号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第94号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 議案第95号 町道路線の認定について

○議長（米山千晴君） 日程第18 議案第95号 町道路線の認定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第95号 町道路線の認定についてであります。

本案は、道路法第8条第2項の規定に基づく町道認定であります。

今回認定します路線は用沢地内で小山町が進めていますヒルズ・YOUSAWA宅地造成事業が本年11月末に完了することから、事業地内に整備された道路について新たに町道5048号線として町道認定するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第95号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第96号 小山町精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第19 議案第96号 小山町精神障害者医療費助成条例の一部を改正す

る条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 秋月千宏君。

○住民福祉部長（秋月千宏君） 議案第96号 小山町精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、小山町精神障害者医療費助成条例の一部を改正するものであります。

精神障害者の医療の提供を確保するため、保護者には精神障害者に治療を受けさせる義務等が課せられていますが、家族の高齢化等に伴い、負担が大きくなっているなどの理由から、医療保護入院における保護者の同意要件が削除され、保護者制度が廃止されました。

小山町におきましても同様な状況にあることから、現在、町に住所がある精神障害者の入院医療費助成の申請は保護者に限るとしているものを、町外に住む精神障害者の兄弟や親族でも申請が可能となるよう保護者の規定を削除し、家族・親族の経済的負担の軽減を図るものであります。

新旧対照表40、41ページをお開きください。

第1条及び第2条では、保護者の規定の削除等であります。

第3条では医療費の助成対象者を本町の住民基本台帳に記録されている精神障害者と規定し、第1号及び第2号において医療費支給の要件を規定しました。

第4条では、入院時の食事負担額の文言の変更、第5条及び第7条においても同様に文言の変更を行うものであります。

議案にお戻りください。

附則といたしまして、施行日を平成29年1月1日とするものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第96号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第97号 小山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

○議長（米山千晴君） 日程第20 議案第97号 小山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○**経済建設部長（池谷精市君）** 議案第97号 小山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてであります。

本案は、農業委員会等に関する法律が本年4月1日に改正されたことに伴い、現行の小山町農業委員会選挙委員定数条例を廃止し、新たに小山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を制定するものであります。

法律の改正による主な変更点としましては、農業委員の選出方法がこれまでの公選制を廃止し、議会の同意を要件とする市町村長任命制に変わること。

また、新たに農地集積や耕作放棄地の解消など、担当地区における農地等の現場活動を推進する農地利用最適化推進委員を設置することが規定されており、農業委員と連携を図り、農業委員会の使命を果たすこととされております。

それでは、条例の内容について御説明いたします。

第1条は、本条例の目的を定めております。

第2条の農業委員の定数に関しましては、農業委員会の会議を機動的に開催することや、合議体としての意思決定が主な職務となることを勘案し、現行の半数程度とするとした国の考えに合わせ、現行の20名を11名とするものであります。

第3条の農地利用最適化推進委員の定数に関しましては、法律で定める上限の9名としたものであります。

附則では、現行の条例との整合を図るため、施行期日を現在の農業委員の任期満了後の平成29年7月20日とし、また、新たに設置されます農地利用最適化推進委員の月額報酬を定めております。

以上であります。

○**議長（米山千晴君）** 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第97号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（米山千晴君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第97号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第98号 平成28年度小山町一般会計補正予算（第5号）

○**議長（米山千晴君）** 日程第21 議案第98号 平成28年度小山町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第98号 平成28年度小山町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ5,155万7,000円を減額し、予算の総額を104億780万2,000円とするとともに、債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

はじめに、5ページの債務負担行為の補正であります。1事業の追加であります。平成29年度から5年間、健康福祉会館に指定管理者制度を導入することから、その業務に要する経費1億4,656万4,000円を限度額として債務負担行為の追加をお願いするものであります。

次に、6ページの地方債の補正であります。東名足柄スマートインターチェンジ周辺整備に対する社会資本整備総合交付金が増額配分されることから、地方負担分について起債をするものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

8ページをお開きください。はじめに、1款1項2目町民税法人を4,000万円減額いたしますのは、町内企業の業績が当初の見込みより伸びないことから減額をするものであります。

次に、同じく2項1目固定資産税を2,200万円増額いたしますのは、滞納繰越分につきまして収納額が増加する見込みから補正をするものであります。

次に、同じく3項1目軽自動車税を580万円増額いたしますのは、重課車両が当初の見込みより多いことから増額をするものであります。

次に、9ページにかけまして、同じく5項1目入湯税を200万円減額いたしますのは、当初見込みより入湯客が減少する見込みから補正をするものであります。

次に、15款1項1目民生費国庫負担金を311万3,000円増額いたしますのは、障害児施設措置費負担金につきまして、児童発達支援事業費及び放課後児童通所支援事業費の増額により、負担金の増額も見込むものであります。

次に、10ページにかけまして、同じく2項2目民生費国庫補助金を4,257万8,000円増額いたしますのは、国の補正による臨時福祉給付金事業に対する補助金を計上するものであります。

次に、同じく5目土木費国庫補助金を1億4,362万7,000円減額いたしますのは、町道3975号線道路整備事業や都市計画道路大胡田用沢線整備事業等の社会資本整備総合交付金の減額と、国の補正により東名足柄インターチェンジアクセス道路整備事業と道路構造物点検業務に対しまして社会資本整備総合交付金の交付額が増額されたものが主なものであります。

次に、同じく10目地方創生推進交付金を540万円減額いたしますのは、地域活性化事業の福祉理美容事業費の減額によるものであります。

次に、11ページの16款2項6目土木費県補助金を217万2,000円増額いたしますのは、木造住宅の耐震補強を行う際の費用に対する県からの補助金を増額するものが主なものであります。

次に、12ページにかけまして、17款2項1目不動産売払収入を300万円減額いたしますのは、町

有林の生土山整備事業が神奈川県側の林道が通行不能になっていることから事業実施できないため、立木売払収入を減額するものであります。

次に、19款2項3目文化財保護基金繰入金を398万6,000円増額いたしますのは、豊門会館等の耐震補強設計業務の財源に充てるため繰り入れをするものであります。

次に、13ページの21款6項1目雑入を388万7,000円減額いたしますのは、福祉理美容事業費の減額に合わせて負担金を525万円減額するものが主なものであります。

次に、22款1項1目総務債、同じく3目土木債を増額いたしますのは、地方債の補正で説明しましたとおり、国の補正予算に伴う事業の地方負担分について起債をするものであります。

続きまして、14ページから、歳出予算の主なものについて説明をいたします。

15ページをお開きください。2款1項4目財産管理費のうち説明欄(2)財産管理費を224万4,000円減額いたしますのは、小山町有林の生土山整備の今年度の施業予定箇所が実施することができないため、300万円減額するものが主なものであります。

次に、17ページの同じく9目諸費のうち説明欄(2)臨時職員福利厚生費を482万6,000円増額いたしますのは、臨時職員社会保険料を決算見込みに合わせて増額するものが主なものであります。

次に、18ページから19ページにかけまして、同じく7項1目企画渉外総務費のうち説明欄(2)企画調査費を1,046万9,000円減額いたしますのは、福祉理美容事業について1,050万円減額するものが主なものであります。

同じく説明欄(3)地域公共交通活性化事業費を2,000万円増額いたしますのは、コミュニティバスに係る自主運行バス負担金を決算見込みに合わせて増額するものであります。

次に、同じく3目企業立地推進費のうち説明欄(2)企業立地振興費を7,115万円増額するのは、足柄スマートインターチェンジ下り線アクセス道路工事に伴う支障木伐採や駿河小山駅周辺地区調査業務等の委託料3,000万円と国の補正に伴う足柄スマートインターチェンジアクセス道路整備に伴う用地費及び物件移転補償費であります。

次に、同じく4目定住移住促進事業費のうち説明欄(2)定住促進事業費を343万7,000円増額いたしますのは、用沢の宅地分譲等により、定住促進事業助成金を280万円増額するものが主なものであります。

次に、20ページの同じく5目広域行政組合管理費のうち説明欄(2)広域行政組合管理費を624万1,000円増額いたしますのは、御殿場市・小山町広域行政組合の補正予算(第2号)に伴う負担金の増額で、退職手当の増額が主なものであります。

次に、21ページの3款1項3目健康福社会館管理費のうち説明欄(2)健康福社会館管理運営費を119万4,000円減額いたしますのは、消防設備点検の指摘による消防用設備の修繕やエレベーター及び自動ドアの不具合箇所の修繕料270万円の増額とリラクゼーションスタジオ運営やトレーニングマシンリース料等の契約差金を減額するものが主なものであります。

次に、22ページの同じく6目臨時福祉給付金等給付事業費のうち説明欄(2)臨時福祉給付金給付事業費を4,257万8,000円増額いたしますのは、平成26年4月の消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、所得の低い方に対して臨時的な措置として給付される給付金と事務費であります。

次に、同じく2項1目老人福祉総務費のうち説明欄(2)高齢者福祉推進費を147万3,000円増額いたしますのは、2市1町共通無料入浴券負担金につきまして、利用見込みから増額するものであります。

次に、23ページの同じく3項1目児童福祉総務費のうち説明欄(5)児童発達支援事業費を623万4,000円増額いたしますのは、当初の見込みより利用者が増加したことにより放課後児童通所支援事業費を増額するものが主なものであります。

次に、24ページの同じく3目保育園費のうち説明欄(2)保育園管理運営費を435万1,000円増額いたしますのは、臨時調理員の賃金について決算見込みによる増額と当初見込みより園児数が増えていることから賄材料費を194万1,000円増額するものが主なものであります。

次に、26ページの4款3項2目塵芥処理費のうち説明欄(3)広域行政組合富士山エコパーク負担金を449万6,000円減額いたしますのは、御殿場市・小山町広域行政組合の補正予算(第2号)に伴う負担金の減額で、指定ごみ袋の販売数が増えていることによるものが主なものであります。

次に、27ページの5款1項7目中山間地域総合整備事業費のうち説明欄(2)中山間地域総合整備事業費を292万3,000円増額いたしますのは、高根西部・一色地区とアグリふじおやま地区での県単事業に対する調査負担金であります。

次に、28ページの7款1項1目土木総務費のうち説明欄(2)土木総務費を1,988万1,000円増額いたしますのは、東名足柄バスストップ駐車場を拡幅整備する工事費であります。

次に、同じく2項4目公共道路整備事業費のうち説明欄(2)公共道路整備事業費を9,105万円減額いたしますのは、社会資本整備総合交付金の交付決定に合わせて事業費を減額するものであります。

次に、29ページにかけまして、同じく説明欄(3)新東名関連町道整備事業費を1,596万9,000円減額いたしますのも、社会資本整備総合交付金の交付決定に合わせて事業費を減額するものであります。

次に、同じく説明欄(4)道路構造物長寿命化事業費を1,502万円減額いたしますのは、社会資本整備総合交付金の交付決定に合わせて事業費を減額するものと国の補正予算により道路構造物点検の委託料868万円を増額するものであります。

次に、同じく説明欄(5)東名足柄関連町道整備事業費を1億471万6,000円増額いたしますのは、国の補正予算による交付金の増額により、足柄スマートインターチェンジアクセス道路整備を実施するものであります。

次に、同じく4項2目都市計画費のうち説明欄(3)都市計画道路整備事業費を2億1,670万円

減額いたしますのは、都市計画道路大胡田用沢線整備事業につきまして、社会資本整備総合交付金の交付決定に合わせて事業費を減額するものが主なものであります。

次に、30ページの同じく3目公園等整備費のうち説明欄(3)都市公園維持管理費を398万6,000円増額いたしますのは、豊門会館等の耐震補強設計をするものであります。

次に、同じく5項1目住宅管理費のうち説明欄(2)町営住宅維持管理費を705万3,000円増額いたしますのは、一色西裏団地の解体費620万4,000円が主なものであります。

次に、同じく2目建築指導費のうち説明欄(2)建築指導費を1,003万6,000円増額いたしますのは、町内の住宅耐震化率を上げるため、わが家の専門家診断をはじめ、木造住宅耐震補強及び木造住宅補強計画策定補助金を増額するものであります。

次に、32ページの9款2項1目学校管理費のうち説明欄(4)小学校給食費を276万1,000円増額いたしますのは、臨時給職員の賃金について決算見込みによる増額であります。

次に、33ページの同じく4項1目幼稚園費のうち説明欄(2)幼稚園管理運営費を305万8,000円増額いたします主なものは、実績による決算見込みから臨時教諭賃金について増額をするものであります。

次に、35ページの11款1項2目利子のうち説明欄(2)公債費(利子)を675万6,000円減額しますのは、決算見込みに合わせて補正をするものであります。

最後に、12款1項1目予備費を2,033万6,000円減額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番(遠藤 豪君) 委員会もごさいますので、1点だけ質問させていただきます。

28ページですけれども、今日、前段で説明がございました7款1項1目の土木総務費の東名足柄バス停車場整備についてでございます。

これについては皆さん御承知のように、常時車がいっぱいになっておりますので、非常にタイムリーなことじゃないかとは思っておるわけですが、その後、駐車場は将来、指定管理制度の導入も検討していきたいという説明が先ほどありましたけれども、残念ながら、これ、町がお金を出して整備するわけですが、駐車場に車をとめている方の8割方が、よその市町の人ではないかということが言われておりますので、将来の指定管理じゃなくて、私は今回増設が終わった段階で、早急に管理的なものを設けて、一部常設で置いておる方については有料でも構わないと思いますので、今回、この増設の工事を見据えて、その辺の管理の点を今後どう考えておるのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○**経済建設部長（池谷精市君）** 遠藤議員の御質問にお答えいたします。

ただいま御指摘いただいた内容については、町でも十分承知をしているところでございます。本日御説明した中に指定管理者制度の導入を視野に入れたということがございますが、今の御意見を参考に、なるべく早急な検討を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○**議長（米山千晴君）** ほかに質疑はございますか。

○**4番（高畑博行君）** ただいま提出されました平成28年度小山町一般会計補正予算（第5号）の自分の所管以外の項目について、4点ほど質問させていただきます。

まず1点目、21ページ3款1項3目健康福祉会館管理費に関してであります。健康福祉会館管理運営費が総額で119万4,000円減額補正されています。そのうち、リラクゼーションスタジオ運営が202万8,000円の減額、逆に修繕費が270万円増額補正されているのが主な補正です。

ただいま企画総務部長から説明がありましたけれども、もう少し詳しくその詳細について説明願えればというふうに思います。

2点目、23ページ3款3項1目児童福祉総務費、説明欄（5）児童発達支援事業費623万4,000円の主なものが、放課後児童通所支援事業費536万9,000円ですが、利用者の増加のためというただいまの理由、説明がございましたけれども、どの程度の増加があるのか、そこら辺の詳細についての説明をお願いしたいというふうに思います。

3点目、33ページ9款3項2目教育振興費、説明欄（4）の中学校就学援助費108万5,000円は、遠距離通学補助金です。この内容について、該当地域、該当人数、1人当たりの補助費などについて説明をお願いしたいと思います。

4点目、34ページ9款5項4目生涯学習センター管理費、説明欄（3）体育施設管理費の小山球場内野整備に122万8,000円が増額補正されていますけれども、どういう整備を行うのか説明をお願いしたいと思います。

以上、4点お聞きします。

○**議長（米山千晴君）** 答弁を求めます。

○**健康増進課長（平野正紀君）** 健康福祉会館管理費についてであります。

はじめに、リラクゼーションスタジオ運営の202万8,000円の減額につきましては、先ほどの説明にもありましたとおり、入札による差金を減ずるものでございます。

修繕費の270万円の増額につきましては、会館設備の定期点検及び保守点検時に不備や不具合が指摘された箇所について修繕するもので、消防用設備、エレベーター修繕、自動ドア修繕、浄化槽の排出ポンプ修繕が主なものでございます。

健康福祉会館の改修工事では、施設老朽化に伴う雨漏り、外壁、空調等の故障、入浴施設のリニューアル、太陽光発電システムの設置が主な工事内容でございましたが、昨年度及び今年度におきまして施設点検及び保守点検時に指摘がありました劣化部品の交換等につきましては、昨年

度の改修工事では対応ができなく、施設の修繕として今回の補正予算で対応させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（小野正彦君） 23ページ3款3項1目児童福祉総務費、説明欄（5）児童発達支援事業費の放課後児童通所支援事業費536万9,000円の詳細ですが、放課後デイサービスの利用者数を当初延べ168人で予算計上いたしましたが、利用者の増加に伴い、延べ70人増の238人の利用を見込み、補正をお願いするものであります。

続きまして、33ページ9款3項2目教育振興費、説明欄（4）中学校就学援助費の遠距離通学補助金についてですが、該当地区は小山中学校が原向区、向方区、宿区、新柴区、桑木区、北郷中学校が大御神区、中日向区、上野区、下古城区です。該当人数は72人で、内訳といたしまして、小山中学校が57人、北郷中学校が15人となっております。1人当たりの補助費ですが、昨年度まで1人月額800円の補助をしていたものを本年度から1人月額2,000円に変更して補助を行っております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（山本智春君） 34ページ9款5項4目生涯学習センター管理費、説明欄15節小山球場内野整備128万8,000円であります。

小山球場の内野は、これまでの競技や風雨などによって土が流れ、全体的に低くなっております。特に走塁で使用する部分が掘れてしまって、降雨時には水がたまるなど、プレーに支障をきたす状況になりつつあります。このため、専用の土を搬入いたしまして、敷きならし、転圧するなどの整備を計画しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第98号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第98号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第99号 平成28年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（米山千晴君） 日程第22 議案第99号 平成28年度小山町介護保険特別会計補正予算（第

3号)を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 秋月千宏君。

○住民福祉部長(秋月千宏君) 議案第99号 平成28年度小山町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてであります。

1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億7,763万4,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。

5ページをお開きください。2款2項4目1節説明欄1介護保険事業費補助金を70万円増額しますのは、介護保険法の改正に伴い、電算システムを改修する必要性が生じ、この財源となります国庫補助金で、補助率は2分の1であります。

次に、歳出について御説明いたします。

6ページを御覧ください。1款1項1目説明欄13電算システム改修の140万円は、ただいま歳入で御説明いたしましたが、法改正に対応する電算システムの改修費であります。

次に、同じページ、その下の4款2項1目説明欄7臨時職員賃金を21万4,000円増額しますのは、認知症サポーター上級講座等の新たな事業を開始したことに伴い、賃金の決算見込みに不足が生じるための増額で、その下の11印刷製本費を55万1,000円増額しますのは、認知症の方の道しるべとなるパンフレットを作成するためのものであります。

次に、7ページの6款1項1目予備費を146万5,000円減額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第99号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第99号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第100号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(米山千晴君) 日程第23 議案第100号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第100号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ9,900万円を追加し、予算総額を18億8,718万6,000円とするものであり、併せて既定の地方債の変更をするものであります。

新産業集積エリアにつきましては、用地買収を精力的に進めてきたところであり、土地売買契約締結の割合も9割を超え、用地買収総額もほぼ確定したところであります。

それでは、補正予算書の7ページを御覧ください。歳出の2款1項1目事業費の17節公有財産購入費を9,900万円増額いたしますのは、用地買収費の確定によるものであります。

次に、戻りますが、6ページを御覧ください。歳入の3款1項1目の用地取得等事業債を9,900万円増額いたしますのは、公有財産購入費の財源とするものであります。併せて既定の地方債の総額も9,900万円増額し、その限度額を18億6,900万円とするものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第100号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第100号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第101号 平成28年度小山町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（米山千晴君） 日程第24 議案第101号 平成28年度小山町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第101号 平成28年度小山町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

それでは、予算書の2ページをお開きください。はじめに、継続費の補正についてであります。

平成28・29年度の2か年で実施します湯船原工業団地配水施設整備工事に対する継続費について、浄水施設築造等の追加工事により、総額に2億1,250万円を増額し、6億8,100万円としましたことと、工事の進捗見込みに合わせ年割額の平成28年度分から8,000万円減額する一方、平成29年度分に2億9,250万円を増額するものであります。

次に、4ページをお開きください。収益的支出についてであります。

1款1項4目3節賃金を2万3,000円増額しますのは、臨時職員1名分の賃金について、決算見

込みに合わせて増額するものであります。

次に、資本的収入についてであります。1款1項1目1節企業債を2,000万円減額しますのは、継続費の補正で御説明いたしました湯船原工業団地配水施設整備工事の進捗見込みに合わせ減額するものであります。

次に、資本的支出についてであります。

1款1項2目41節工事請負費を3,000万円減額しますのは、先ほど御説明いたしました湯船原工業団地配水施設整備工事の進捗見込みによる8,000万円の減額と、道路改良に伴う配水管布設替え工事等に要する5,000万円を増額するものであります。

今回の補正により資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億3,336万9,000円につきましては、1ページにございます第3条に記載しましたように、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填をするものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第101号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第101号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、12月2日金曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日は、これで散会いたします。

午後0時02分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 佐 藤 省 三

署 名 議 員 鈴 木 豊

平成28年第7回小山町議会12月定例会会議録

平成28年12月2日(第2日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 遠藤 豪君 2番 佐藤 省三君
3番 鈴木 豊君 4番 高畑 博行君
5番 菌田 豊造君 7番 渡辺 悦郎君
8番 梶 繁美君 9番 池谷 洋子君
10番 込山 恒広君 12番 池谷 弘君
13番 米山 千晴君
欠席議員 6番 阿部 司君

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	室伏 博行君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	湯山 博一君	住民福祉部長	秋月 千宏君
経済建設部長	池谷 精市君	教 育 部 長	田代 順泰君
危機管理監	岩田 芳和君	町長戦略課長	長田 忠典君
総務課長	小野 一彦君	未来拠点課長	遠藤 正樹君
おやまで暮らそう課長	岩田 和夫君	税 務 課 長	渡邊 辰雄君
住民福祉課長	渡邊 啓貢君	健康増進課長	平野 正紀君
防 災 課 長	杉山 則行君	建 設 課 長	高村 良文君
農 林 課 長	前田 修君	商工観光課長	大庭 和広君
都市整備課長	野木 雄次君	上下水道課長	後藤 喜昭君
こども育成課長	小野 正彦君	生涯学習課長	山本 智春君
総務課副参事	米山 仁君		

職務のために出席した者

議会事務局長 鈴木 辰弥君
会議録署名議員 2番 佐藤 省三君 3番 鈴木 豊君
散 会 午後1時50分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

12番 池谷 弘君

1. 自然豊かな北郷の森の活用と環境整備について
2. 今後発展が期待される東南アジアとの交流について

3番 鈴木 豊君

1. 町内各小中学校トイレの洋式化について
2. 同窓会への補助制度について

4番 高畑博行君

1. 核兵器廃絶平和都市宣言を急ごう
2. 高校生議会を単なるイベントに終わらせないために

2番 佐藤省三君

1. 地域包括ケアシステムの構築について
2. 連携教育の推進について

9番 池谷洋子君

1. ひとり親家庭や共働きの子どもへの支援について

5番 藺田豊造君

1. 小山町の職員派遣と民間企業等への人事交流について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

阿部 司君は、本日の会議を欠席する旨届け出がなされておりますので、報告いたします。

ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 一般質問

○議長（米山千晴君） 日程第1 これより一般質問を行います。

通告順により、順次発言を許します。

12番 池谷 弘君。

○12番（池谷 弘君） 本日は2件の質問をさせていただきます。

まず1件目は、自然豊かな北郷の森の活用と環境整備についてであります。

現代の社会はバーチャルな世界から知識を得る間接体験は十分にできますが、自然の中や人とのコミュニケーションの中で得られる直接体験が少なくなっており、学校での科学的な考える教育のほかに感性を高める教育も必要であります。

これはよく知られておりますが、以前、理科の授業で「雪がとけると何になる」との質問に、教科書的には「水になる」が正解でございますが、この生徒は「春になる」と答えが返ってきたそうです。体験を通じて学ぶことや心の豊かさがなくては、このような感性に訴える解釈ができません。

森林での体験活動での森林教育では、ハイキング等の自然体験や野外活動、また、自然観察活動、木を使った工作と地域文化活動、植樹や間伐・下刈りなどの林業活動があり、活動の実践事例により実に13分類40種類もの基礎プログラムに分類されているとの報告もあります。そして、この森林での体験活動が感性を高めるために大変重要でもあります。

このような中で、自然豊かな森林資源や自然環境を活用とした活動が、この小山町でも求められております。そこで、三国山麓にある約150ヘクタールに及ぶ広大な北郷の森の活用が有効であります。

ここでは、地区の人たちの協力により、以前より北郷小学校緑の少年団による植栽や竹飯の自然体験も行われておりますが、これからは更に小山町内の子どもたちに自然体験をしてもらい、豊かな自然を守っていくことが必要と考えています。

また、この前行われました高校生議会でも提案されたバーベキューやキャンプ等の自然体験をこの北郷の森で行っていくためにも、安定した水の確保やトイレ等の環境整備をしていく必要が

あります。

この北郷の森は、全面に駿河湾を望む素晴らしい景色の良いところでもあり、広く自然を愛する町民に自然体験活動に利用されていくことが重要でもあります。

日大の学生による北郷の森を利用した活動の検討も以前行われたと聞いており、当局もこの地の活用を考えていると思います。

そこで、北郷の森の活用や環境整備について、当局はどのように考えているのか、4点伺います。

1点目は、日大学生の検討結果も踏まえ、北郷の森活用をどのように進めていく考えがあるのか。

2点目といたしまして、子どもたちの自然環境教育のために、北郷小学校以外に緑の少年団を作っていく考えがあるのか。

3点目といたしまして、水の確保やトイレの整備等の活動の環境整備の考えがあるのか。

4点目といたしまして、北郷の森での活動や自然環境のPRをどのようにしていくお考えがあるのか伺います。

次に、2件目は、今後発展が期待される東南アジアとの交流についてであります。

小山町では多くの外国人、特にアジアの人たちが来町してきており、宿泊場所等の関係で台湾の人たちも多く来ております。

しかし、小山町には宿泊だけでなく他の地域に観光に行ってしまう、小山町の良さを十分実感しておりません。

この台湾は戦前から多くの交流があり、親日でもあり、特に東日本大震災での義援金は約280億円であり、人口2,300万人の台湾は日本人口に置き代えると1,521億円に相当すると世界の中で最も多額の義援金をいただいております。

また、1人当たりの2015年のGDPは日本が世界で26位、台湾は37位、中国は77位と台湾は経済力も大きな国でございます。また、静岡県を含め、静岡県内の自治体の姉妹都市連携について調べてみますと、アメリカが20、中国6、韓国5、カナダ及びオーストラリアが4、イタリア及びニュージーランドが2となっており、台湾と姉妹都市を結んでいるのはこの近郊の神奈川県、山梨、愛知、静岡県にはございません。

このような中で、小山町の活性のためにも多くの外国人に滞在してもらい、また、この小山町の子どもたちが小山町の良さを再確認し、グローバルな人になってもらうためにも、台湾との交流や海外の人たち、特に21世紀に大きく飛躍が予想されるタイやベトナム、インドネシア、ミャンマー等の識字率が約90%と高い東南アジアとの交流が必要と考えております。

そこで、当局に以下3点について伺います。

1点目は、台湾との姉妹都市を作り、今以上の交流を図っていく考えがあるのか。

2点目といたしまして、台湾の人たちに小山町の良さを分かってもらい、小山町で滞留しても

らう施策についてでございます。

最後、3点目といたしまして、東南アジアの人たちと小山町の子どもたちの交流についての考えがあるかどうか。

以上、回答をよろしくお願ひいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷 弘議員にお答えをいたします。

今後発展が期待される東南アジアとの交流についてのうち、はじめに台湾との姉妹都市を作り、今以上の交流を図っていく考えがあるかについてであります。

議員御承知のとおり、台湾と日本とはとても親しい関係であり、その中で台湾の嘉義県と静岡県は、お茶・山・花の共通点を通じて平成18年から交流を重ねております。

本町においては、平成25年10月に台湾で行われた台北国際旅行博の静岡県ブースの中で、小山町の観光PRをいたしました。

その際、先ほど申し上げた嘉義県にも出向き、嘉義県知事をはじめ幹部職員と直接お会いし、話をしてから、本町と嘉義県との交流も始まりました。

その後、嘉義県知事一行は、本町に3回表敬訪問に見えて、嘉義県の市町村との姉妹都市交流を行うことの提案も受けているところであります。

実際、一昨年の台北国際旅行博の時に、嘉義県から提案のあった町を視察にも行かせていただきました。文化や教育面などの幅広い交流を図っていきたいと考えておりますので、良い縁組があれば積極的に検討してまいりたいと思います。

次に、台湾の人たちに小山町の良さを分かってもらい、小山町で滞在してもらおう施策についてであります。

現在、本町には年間11万7,000人の外国人の旅行者が宿泊をしており、そのうち約5万人が台湾からの来訪者であります。しかし、多くの方が宿泊しているだけの状態でございます。

町内には、富士山須走口や富士スピードウェイ、11か所のゴルフ場など、世界に誇れる観光資源が数多くあります。

台湾ではサイクリングが盛んですが、本町でもふじあざみラインや富士スピードウェイにおいて年間5本の自転車レースが開催されており、国内外から多くのサイクリストが訪れております。

また、本年10月には静岡県とイタリアのフリウリ・ヴェネツィア・ジュリア州との自転車を通じたスポーツ交流事業として、フジゾーンコランヒルクライムレースをふじあざみラインで開催し、イタリア人との交流を深めたところであります。

本年11月には更なる交流人口の拡大を目指し、台湾の自転車協会を訪問し、来年10月にふじあざみラインで予定をしているヒルクライムロードレースへ台湾のサイクリストを招致するための活動を行ってまいりました。

また、台湾では、サイクリングのほかにもゴルフ人口が増加傾向にあることから、町内のゴル

フ場と連携した取り組みも行っていききたいと考えております。

今後も、台湾をはじめ多くの外国人がサイクリングやゴルフ、富士山観光などを通じて、本町で滞留してもらえよう、旅行会社や宿泊業者、ゴルフ場などと協力をして、地域の観光資源を活用した施策を推進していきたいと考えております。

次に、東南アジアの人たちと町の子どもたちの交流についてであります。現時点では東南アジアの国々との接点がないので、特に考えてはございません。

しかしながら、先ほど申し上げた外国人旅行者の宿泊者の中には東南アジアのタイやインドネシアなどの方々も来ておりますので、今後研究してまいります。

その他の御質問につきましては、農林課長、教育長から御答弁をいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 自然豊かな北郷の森の活用と環境整備のうち、はじめに、北郷の森の活用をどのように進めるかについてであります。

小山町有林である北郷の森は、平成26年度にその活用と森林整備計画を策定するために日本大学へ小山町北郷の森森林環境整備計画案の調査業務を委託しました。

この調査では、森林整備の効率化に向けた作業道の整備、森林認証の取得に向けた取り組み、森林環境教育の場としての活用について報告されました。

現在は、この調査結果を踏まえ、森林経営計画の策定による効率的な森林整備の推進、北郷創林隊との協同による緑の少年団への森林環境教育等の実施を進めているところであります。

今後の北郷の森につきましては、引き続き積極的な森林整備を通じた森林資源の有効活用を行い、豊かな森林資源を活用した森林環境教育の場としての利用に加え、自然環境に配慮した持続可能な森林経営が行われた森林を認証する森林認証の取得に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、北郷の森における水の確保やトイレ等の活動環境整備の考えについてであります。

森林認証の取得に当たっては、自然環境の保全、生物の多様性等を高度に発揮する森林を維持することが求められます。

このため、小規模であっても伐採を伴う施設の整備については、慎重に検討する必要があると考えております。

一方、地域住民が森林に触れる機会を設けることも求められていることから、自然環境教育への活用等を中心として、豊富な森林資源を活かした取り組みを推進していきたいと考えております。

次に、北郷の森での活動や自然環境についてPRをしていく考えについてであります。

北郷の森における北郷創林隊と緑の少年団の植樹活動については、平成27年度全国緑の少年団活動発表大会において、みどりの奨励賞のうち、全国緑の少年団連盟会長賞を受賞するなど、継続した取り組みが高い評価を受けております。

これらの取り組みについては、町のホームページ等を通じてPRしてきたところでございます。

また、森林認証を取得した森林については広く情報公開することが求められていることから、北郷の森での取り組み、森林管理の状況等を町のホームページ等を通じてPRしてまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 自然豊かな北郷の森の活用と環境整備のうち、北郷小学校以外に緑の少年団を作っていく考えがあるのかについてであります。

現在、北郷小学校ではNPO法人北郷創林隊の方々の御指導、御協力のもと、緑の少年団を立ち上げ、年2回の植樹や下刈り、竹を使った炊飯、箸作りを行っています。

また、成美小学校では、緑の少年団の活動として学校内の樹木の下刈りや落ち葉掃き、豊門会館の花壇の手入れ等を実施し、地域の方の御協力を得て米作りにも挑戦したりしています。

足柄小学校では、本年度、緑の少年団の登録申請を行い、先頃認可を受けました。今後は、足柄駅にプランターを設置したり、学校花壇の手入れをしたりする予定です。

ほかの小学校の中には、緑の少年団と同様な活動として、学校内の樹木の下刈りや落ち葉掃き等を実践したり、地域の方の御協力を得て米作りに挑戦したり、県東部農林事務所の実施している治山セミナーに参加をしている学校もあります。

中学校では、主に区長さんやライオンズクラブ等と協力して奉仕作業に従事し、地域の環境美化に取り組んでいます。

このように町内の小中学校では様々な団体の協力を得、自然環境に対する取り組みを行っています。

形は異なりますが、緑の少年団創設に込められた、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育つという趣旨に沿って活動しています。

今後も様々な団体に御協力いただき、自然環境に対する取り組みを進めていきたいと思っております。緑の少年団につきましては、現状の活動とのバランスを考え、取り組みを検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○12番（池谷 弘君） それでは、再質問をさせていただきます。

自然豊かな北郷の森の活用についてで2点ほど再質問をいたします。

まず1点目は、施設の整備についてであります。

北郷の森は森林認証の取得を目指すので、施設の整備については慎重に検討するとの回答がありました。森林認証には基準1から基準7までの項目があります。

その中で、基準6、社会・経済的便益の維持及び増進には、市民が自然に触れ合う機会や場所の提供に努める、独自の森林環境プログラムがあり、入山者に対しては説明板など環境教育施設

を設置するか、もしくは設置の計画がある。あるいは森林管理計画等においては森林レクリエーション・景観維持改善のためのゾーニングを行い、該当地区は可能な限りの景観維持改善や快適性向上の観点から望ましい施設の設置に努める等の項目もごぞいます。

このようなことで森林体験のための環境整備に、地域の人たちと協力して取り組んでいく気持ちがあるのか伺います。

次に、2点目でございます。北郷の森のPRについてでございます。

緑の少年団の取り組みをPRしていただいているわけですが、先ほどから申しますように、この地は多くの利点があります。素晴らしい観望スポットがあることや、ハイキングやトレッキングの場であること、小中学校教育における環境教育の場であること、小山町には自然に囲まれているにも関わらずキャンプ場がないが、まきや炭で火をおこし自炊をするような非日常を体験することができる良い場所であること等を体験活動に協力していただける北郷創林隊等の地域の人たちとも相談し、この場所が自然体験できる場所であると広く広報し、多くの人に利用していただく考えがあるかどうか伺います。

以上、2点、再質問いたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 池谷 弘議員の再質問にお答えいたします。

はじめに、森林体験のための環境整備に地域の人々と協力して取り組んでいく気持ちはあるかについてであります。

S G E Cの森林管理認証基準・指標・ガイドラインにおきましては、基準6として社会・経済的便益の維持・増進及び地球温暖化防止への寄与、そして木材等の認証林産物の有効活用や森林レクリエーション等の基準が定められております。

しかし、森林認証においては、生物多様性の保全、土壌及び水資源の保全と維持等を定めた基準1から基準7までの全てを満たす必要があり、環境整備であっても伐採を伴う施設の設置については慎重に検討する必要があると考えております。

なお、北郷の森についてはN P O法人北郷創林隊、静東森林経営協同組合及び本町で小山町有林整備に関する協定を締結しており、自然環境教育等の活動の場としての環境整備に当たっては、関係者と協同で実施してまいります。

次に、体験活動に協力していただける地域の人たちとも相談し、自然体験できる場所であると広報していく考えはあるかについてであります。

安全管理等の問題から、北郷の森において不特定多数の方々が日常的に木を用いた自然体験を行う場とすることは難しいと考えております。しかし、議員御指摘のとおり、北郷の森は多くの魅力があると考えております。北郷の森の周辺にあるトレッキングコースの魅力、自然環境教育の場としての活用について、N P O法人北郷創林隊等の関係者と協力し、PRしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○12番（池谷 弘君） 了解いたしました。以上で質問を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） 私は、今回通告により2項目の一般質問をさせていただきます。

まずはじめに、1項目目の質問に入ります。

町内各小中学校トイレの洋式化についてであります。

今まで学校教育の充実による施策について、学力を身につける教育や豊かな心と健やかな体を育む教育の推進を総合計画に基づき努力をしてきたことは言うまでもありません。

今後、まず安全で快適な教育の環境整備に力を注いでいただきたく、学校トイレの洋式化についての考えを伺いたいと思います。

臭い、暗い、狭いなどと嫌う子どもが多いとされる学校の老朽化した和式便器のトイレを洋式便器化という自治体も増えていると聞いております。

ほとんどの家庭では洋式であり、和式便器を知らない子どもも増えてくると思います。

11月10日付の文部科学省の全国公立小中学校施設トイレの状況調査結果の報道によりますと、全国の公立小中学校におけるトイレの便器数は約140万個であり、そのうち洋便器数は約61万個の43.3%で、和式便器数は約79万個の56.7%でありました。ちなみに静岡県の洋便器化率は37.4%にとどまる調査結果が出ております。

子どもたちの受けとめ方についても、和式は使いづらく汚いイメージがあるなど、和式の利用を避けて我慢した子が体調を崩すこともあると聞いております。

私ども会派の新生会でも、北郷小学校のトイレを見させていただきました。一部洋便器化にされたところと、まだ未改修のところを見させていただきましたが、やはり洋式化されたトイレは広くなり快適さが見られました。

特に各小中学校も落成してから30年を過ぎてきており、トイレも老朽化していると思います。平成25年度、平成26年度において、成美小、明倫小、足柄小も和式から洋式に一部改修されたと聞いております。

全て洋便器化するには億単位がかかると思います。文部科学省の報道には、補助金について、大規模トイレ改修事業に3分の1の補助があるようです。このような補助金の活用も考えて、早期に全て洋式化に取り組んでいただきたく、以下の質問をいたします。

1つ目としまして、町内各小中学校、体育館なども含みますが、トイレの洋便器化率はどのくらいになるのか。

2つ目としまして、小中学校トイレ等の洋便器化への現状と取り組みについて、どのように考えているのか。改善計画があれば、含めてお答え願います。

3つ目は、災害時避難施設先である体育館トイレなどの洋式化も考えていくのか。

以上、3点についてお願いします。

次に、2項目目の同窓会への補助制度について質問いたします。

各年齢層において様々な同窓会を開催しています。ふるさとを離れる人が懐かしい顔に会うため、久しぶりに戻ってくるのが同窓会であります。

私は、このような同窓会をUターンや現在の町の様子をPRするなどし、小山町に戻って住んでいただくなどの人口増加対策に結びつけたらと思っております。

現在、町も内陸フロンティア事業による雇用の創出や定住移住施策に一生懸命行っていますので、同窓会において話題にさせていただくよう働きかけをすることにより、Uターンを考える人も増えるのではないのでしょうか。

ちょうど以前、新聞に同窓会補助自治体の特集が掲載されておりました。それによりますと、特に山形県遊佐町は、2014年から町内の小中学校を卒業した人が開く同窓会に補助金を出し、出席人数の年齢などの条件を満たすと1人当たり2,000円前後の補助金を出しています。町の人口は約1万5,000人で、30年で約5,000人減ったとのこと。条件については、出席者が20歳から40歳未満で、独身者が3分の1以上で町外在住者が3分の1以上ですと補助額が上がるそうです。同窓会の開催時に職員も同席し、子育て支援策など冊子を配付し、町の良さをアピールし、Uターン希望を聞くアンケートを行っているといえます。

また、近隣の神奈川県松田町は、成人なら年齢制限が無く、60歳代の同窓会でも補助を出し、町の子育て環境などを知り、子どもを呼び戻す動きに期待していると聞いております。

以上のように、取り組んでいる13程度の自治体が紹介されていました。

そこで、同窓会への補助制度を町が進めている定住移住施策の一つとして取り入れてほしいと思いますが、町の見解をお伺いいたします。

以上、2項目を質問しますので、よろしくお願いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鈴木議員にお答えをいたします。

はじめに、同窓会への補助制度についてであります。

私の政策提言、小山町を元気にする「金太郎大作戦」第二章に人口増への挑戦を掲げております。

特にUターンへの支援策については、小山町から通勤可能圏への仕事の情報を収集し、提供していくこと、また、若者と仕事のマッチング、若者のためのワークショップを開催し、趣味コン、仕事のための勉強会、合コンなど、同窓会を超えたイベントの企画や開催を支援し、若者の生きがい創出などの事業を行っているところであります。

町では、通勤可能な圏内の仕事情報を収集し、その情報を移住・定住サイト「ASUO」で発信しています。現在、町で把握した正社員の募集企業は6社となっております。

また、若者と仕事のマッチングについては、昨年度、首都圏の大学生と小山町内の企業とのマ

ッチングを実施いたしました。今年度も首都圏の大学生と小山町内の企業とのトークセッションを首都圏で2回、小山町内で1回、合計3回開催し、若者と企業のマッチングを行います。

今年度は、大学生のみならず、本町の高校生にも参加してもらい、オヤマノミライ創造プロジェクトと称して、早い段階での企業と若者のマッチングを試みます。

そして来年2月4日には、小山町出身者や関係者を集めた若者フォーラムを東京都内で開催し、移住・定住事業を強化して取り組んでいきます。

また、子育て世代のママを対象に、トーク&ランチ交流会やママのためのスキルアップ講座を開催し、子育てしながら趣味や特技を活かすママのネットワーク作りを進めています。

さらに、小山町内外の子育て世代を対象に、金太郎森のようちえんを実施し、小山町の子育て支援の充実をアピールし、定住移住を推進しております。

UIターン施策につきましては、多種多様な政策を矢継ぎ早に進めていますので、その成果と結果を検証しつつ、議員御提案の同窓会を活用したUIターンなども視野に入れながら、今後も強力で推進してまいります。

その他の御質問につきましては、教育長から答弁をいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 町内各小中学校のトイレの洋式化についてのうち、はじめに、トイレの洋便器率はどのくらいになるのかについてであります。

現在の洋便器の割合は、小学校の便器の数229基に対して、洋便器の数が101基、和便器の数が128基であり、洋便器の割合は44.1%となっております。中学校の洋便器の割合は、便器の数168基に対して、洋便器の数117基、和便器の数51基であり、洋便器の割合は69.6%となっております。

小中学校全体では、便器数397基に対して、洋便器218基、和便器179基であり、洋便器の割合は54.9%となっております。

次に、小中学校トイレ等の洋便器化への現状と取り組みについてであります。

トイレの改修につきましては、平成25年度から毎年度小中学校の一部のトイレの改修を行っております。現在、全ての小中学校に洋便器を設置しているため、和便器でできない児童生徒は洋便器のあるトイレを利用しております。

今後、交付金を活用し、計画的に全ての学校の便器を洋式化するとともに、洋式化に当たっては、衛生面や維持管理を考慮してトイレ内の乾式化を進めていく考えであります。

次に、災害時の避難施設である体育館トイレなどの洋式化も考えるのかについてであります。全ての小中学校の体育館も交付金を活用し、便器の洋式化を進めていく考えであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 再質問させていただきます。

まず、1項目目の町内各小中学校トイレの洋式化については、ただいま洋式化への改修につき

まして前向きな回答をいただきましたが、今後進めていくことの中で3点ほど再質問をさせていただきます。1つ目は、早急に取り組む中で、平成29年度予算にどの程度盛り込んでいく予定か伺いたいと思います。

2つ目は、改修に際しまして、学校らしいデザイン、例えば児童・生徒によるデザインの壁スタイルもほかの自治体で採用しているところもあるというのを聞いておりますので、検討する考えはあるかお聞きしたいと思います。

3つ目は、北郷小学校のトイレを私どもが視察したときに、トイレの入り口に段差があり、危険とも思われましたので、改修時にも体育館も含めたバリアフリー化も検討していただきたいが、その点の考えもお聞きしたいと思います。

次に、2項目目の同窓会への補助制度についてでございます。同窓会を活用したUIターンなども視野に入れて推進していくとの回答でございました。1点だけ再質問させていただきたいのですが、先ほど回答にもありましたが、様々な人口増加策や移住定住政策を行っていることは承知しております。実施に際して難しい面もありますが、同窓会の補助制度の実施に向けての前向きな考えをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

以上、2項目の再質問をさせていただきます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○子ども育成課長（小野正彦君） 鈴木 豊議員の再質問にお答えいたします。

はじめに、平成29年度予算にどの程度盛り込んでいくかについてであります。

交付申請のための設計費を予算計上する予定で考えております。

次に、学校らしいデザイン、児童・生徒によるデザインの壁スタイルについてであります。今後、検討していきたいと考えております。

次に、バリアフリー化についてであります。設計の中で考えていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 鈴木 豊議員の質問にお答えさせていただきます。

繰り返しになって恐縮ではございますが、町長申し上げたとおり、UIターンの施策につきましては、本当に矢継ぎ早に多種多様な事業を実施しております。ですから、今後もちよっとその成果と結果を踏まえて同窓会の補助についても視野に入れながら、こういったものが有効なのかを検討していきたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 以上で質問を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、4番 高畑博行君。

○4番（高畑博行君） 私は、核兵器廃絶平和都市宣言を急ごうと、高校生議会議を単なるイベントに終わらせないための2つの質問を一問一答方式でさせていただきます。

まず、核兵器廃絶平和都市宣言を急ごうの質問です。

昨年は戦後70周年の節目の年でした。これを機にということで、静岡県下でまだ核兵器廃絶平和都市宣言を行っていなかった御前崎市、裾野市、河津町、西伊豆町が次々と昨年中に宣言をし、残ったのが小山町、南伊豆町、松崎町の3町でした。ところが、今年の3月に南伊豆町も松崎町も宣言を行い、小山町だけが静岡県内で宣言していない自治体として残ってしまいました。

今年の春の町長との会話で、9月議会で議決し、10月の平和のつどいで宣言できるものと思っ
ていましたが、9月議会でも見送りになってしまいました。その結果、秋に予定されていた静岡県下全自治体100%達成宣言が見送りになり、県下の被爆者団体などの方々
の落胆は大きいものがありました。

アメリカのオバマ大統領の被爆地広島訪問があったり、北朝鮮の相次ぐ核実験に大きな非難の
声世界的に広がっているときだからこそ、唯一残された自治体としてこの宣言はやはり急ぐべ
きと考え、質問いたします。

まず本年3月2日に御殿場市議選を受けて新たに御殿場市・小山町広域行政組合の議員を迎え
て行われた臨時会に行った際、立ち話ではありましたが、町長から10月の平和のつどいで宣言を
するという話を伺いました。それを受けて、私は、静岡の被爆者団体代表などに電話を入れたと
ころ、大変喜んでおられました。

この宣言をするためには、当然、議会の議決案件でもあるので、9月の議会に提出されるもの
と思っ
ていましたが、当局からは出てきませんでした。なぜ見送ったのか、町長にお聞きいたし
ます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員にお答えをいたします。

今年3月、御殿場市で開催された広域行政組合の臨時会のときに、平和のつどいを
目途に検討してまいりたいと申し上げたことは事実であります。

しかし、その後、諸般の事情で考え方を
変えたところ
であります。私の方からは議案を今
のところ上げるつもりは
ございません。

以上であります。

○4番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

諸般の事情で考え方を
変えた
との
お答え
ですが、その詳細についてはお話し
いただけ
ないで
し
ょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 諸般の事情であります。

○4番（高畑博行君） 私は、この宣言は、立場の違いを超えて人道的立場に立つならば、一刻も
早くすべきと考えており、過去2回一般質問で取り上げました。その回答で2回とも、議会でも
御協議いただき、町としても検討させていただくというものでした。

9月定例議会前、議会側も議員懇談会の中で協議し、当局と調整しながら進むと、一度は結論を出しました。しかし、その後、議会運営委員長から町長、議長、議会運営委員長で協議をしたが、当局側の同調が得られず、平和宣言の決議ができなくなったという説明がありました。

議会側としては、当局側の一步踏み出す姿勢がありさえすれば、議会提案をする考えで一度はまとまったわけです。一体どんな障害があったのか、先ほどの質問と重複する点があるかもしれませんが、お聞かせ願います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 当局に障害があったとは考えておりません。過去2回の高畑議員からの一般質問での回答で申し上げたとおり、県下16の市町では議会提案により宣言を議決しております。議会の皆様とよく相談されて、議会提案されればと考えます。

以上であります。

○4番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

議会で相談して議会提案すればいいというお答えでした。ただ、もし、議会側から提案があり、可決された場合、町としては平和都市宣言の町としてモニュメントなり懸垂幕なりを作成することになると思います。となると、当然予算措置が必要になります。議会提案で可決されたら、そうした対応はしてもらえるのか、お伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 仮定のことにつきましては答弁しかねます。

○4番（高畑博行君） この夏、小山町は平和首長会議に加盟しました。こちらは小山町の加盟で県を除く全市町の自治体が加盟したことになります。この平和首長会議に加盟した理由と、その経緯についてお聞きいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 今年の7月に広島市から平和首長会議の事務局の方が私のところに見えまして、会議の設置趣旨や活動内容について、詳しく説明をいただきました。この説明内容について理解し、同意できたため、本年8月1日に同会議に加盟をいたしたところであります。

○4番（高畑博行君） 分かりました。それでは、最後の質問事項です。もはやこの宣言をするのに時期尚早という理由は当てはまりません。宣言をしていないのは小山町だけなのですから。

県下全自治体の100%達成宣言を待ちわびる被爆者団体の方々の思いに応える意味でも、どういう課題がクリアできれば宣言できるのかお聞かせ願います。

逆に、込山町長就任中は絶対宣言はあり得ないのか、その点も伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員にお答えをいたします。

先ほど1番と2番で申し述べたとおりであります。

○4番（高畑博行君） それですと、問答になりません。最初の質問の答弁で、私の方から議案を

上げるつもりはないということでしたので、込山町長就任中は当局提案はないということで理解していいでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） どのような理解でも結構でございます。

○4番（高畑博行君） 先ほど述べたように、宣言をするとなると、モニュメントや懸垂幕などで宣言を示すことになり、膨大な金額ではないにしても、予算的対応が迫られます。もし議会側からの提案で決議し、宣言するにしても、当然、当局と議会との連携は必要になります。

他の市町と比べても決して劣ることのない平和のつどい、折り鶴献呈、中学生の広島派遣などを活かす意味でも、核兵器廃絶平和都市宣言を急ぐ必要を感じます。平和のつどいだけでも片手落ちです。

ぜひ議長などと協議を進め、実現に向けて努力していただきたいことを申し述べて1つ目の質問を終わりにします。

それでは、2件目の質問に移ります。高校生議会を単なるイベントに終わらせないためについてであります。

去る10月14日に小山高校の16名の高校生が参加して、富士山金太郎議会（高校生議会）が開催されました。ここでは若者らしい新鮮で貴重な質問や意見が多く出されました。

今回の高校生議会は議長のお骨折りがあり、議会側から提案したものでしたが、議会改革の一環としても18歳選挙権拡大を受けて町議会を高校生により身近なものにしてもらうという意味でも価値がある取り組みだったと思います。

ただ、私は、この高校生議会を単なるイベントで終わらせないためにも、町としても実現可能な問題や一歩踏み込んだ検討を真摯に進める必要があると感じています。

高校生の意見を町としてはこうして具体化しましたとか、実現に向けて努力していますという実績や展望を示すことが、今後の高校生議会の継続的開催に向けた力になると考え、質問いたします。

町長にお聞きします。今回初めて開催した高校生議会でしたが、私はやって良かったと感じています。若者の視点から町に対して率直な要望や意見を直接聞いたことは大変貴重でした。当局にしてみれば、質問内容を検討し、答弁書を作成する手間があり、大変だったとは思いますが。それらを総合的に捉え、町長としてはこの高校生議会をどのように評価し、感想を持っておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員にお答えをいたします。

このたびの高校生議会は、若者の政治やまちづくりに対する関心を高めることを目的に、町議会が開催したものであります。高校生からの提案は、町政を進めていく上で参考になるものもあり、町の未来をしょって立つ若者の意気込みが感じられ、大変有意義なものでありました。

町議会及び小山高校は、準備等が大変と思いますが、今後継続して開催されればと考えております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） それでは、以下、具体的な質問をします。

ただ、これらの具体的な質問は、高校生の質問を捉えて、いわゆる他人のふんどしで相撲を取る的な意図は全くありません。当然、高校生の質問に対する当局回答はあったわけです。ですからそのやりとりを受けての質問だと御理解いただきたいと思います。

それでは、まず1つ目ですが、小山町のPR戦術の質問の中で、SNSの活用拡大の意見がありました。これに対して、小山町公式のSNSを早急に立ち上げ、イベント情報を分かりやすく発信する点や、町のホームページとSNSで簡単にリンクする方法も考えていきたいという回答がありました。これらの実現に向けた考えを伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 質問にお答えいたします。

公式SNSにつきましては、早急に対応したいと考えていたことから、先月の22日に小山町公式フェイスブックを立ち上げ、イベントや行事の告知などの情報発信を始めております。

また、町の公式ホームページ情報をSNSで簡単にシェアできる仕組みについても、現在取り組んでいるところでありまして、できるだけ早く対応したいと考えております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

いち早い対応、本当、素晴らしいと思います。若者のSNSの活用は、我々年代層からすると想像以上のものがあるだけに、若者には身近な情報発信ツールになることと思います。

そこで、新たな公式フェイスブックを開設しましたという情報は、広報おやまなどでも広く知らせてもらえるのでしょうか、その点をお聞きします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 高畑議員の再質問にお答えいたします。

公式フェイスブックの立ち上げにつきましては、12月号、今月号の裏表紙でお知らせをさせていただきます。また、皆様にお伝えしたいと思っております。また、機会あるごとに、その旨を広く伝えていきたいと考えています。

以上であります。

○4番（高畑博行君） 2項目目の質問です。

公共交通についてもいい質問がありました。デマンド型サービスの導入です。これに対して、タクシー事業者の町内誘致、タクシー車両を活用した新たな運行方式を進めることも計画しているという答弁をしています。

そこで、小山町地域公共交通会議を中心に、どんな方向で現状の改善を図る見通しを持ってい

るのかお聞きいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） まずはコミュニティバス及び路線バスの現状を検証していきたいと思えます。特に小山・足柄地区の実証実験運行につきましては、様々な改善策を試していきたいと考えております。その上で、タクシー事業者の町内誘致やタクシー車両を活用した新たな運行方式等について地域公共交通会議で協議を行い、利用しやすい公共交通となるよう改善していきたいと考えております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） 公共交通の問題は極めて難しい問題だと私も承知しております。ただ、今回、高校生がデマンド型サービスのことまで考えている点に驚きました。引き続き、利用しやすい公共交通となるよう努力していただきたいと思えます。これは質問ではなく、要望です。

それでは、3項目目の質問に移ります。災害ハザードマップでもいい意見がありました。これは御殿場市で実施しているようなグーグルマップを使用した見やすい工夫です。この提案に対して、グーグルマップ等の地図アプリはハザードマップの作成に大変有効なものと考えておりますので、今後検討してまいりたいという回答がありました。この具体化をどう考えておられるのかお聞きいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○防災課長（杉山則行君） 御殿場市では、避難所や公共施設等を御殿場市ホームページから閲覧できるようにグーグルマップをベースに御殿場市避難地マップを作成しています。

一方、静岡県では、グーグルマップをベースにした静岡県地理情報システムにより、静岡県第4次地震被害想定や富士山火山防災マップ、避難所、土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域、その他数多くのマップを閲覧できるようにしています。

したがって、グーグルマップ等の地図アプリによるハザードマップの導入の具体策を検討した結果、静岡県地理情報システムが大変有効なものでありますので、町のホームページからリンクを貼り付けて閲覧できるようにするとともに、町民の皆様にも周知して利用を推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

町のホームページからのリンクを張りつけて閲覧可能にするだけでも大きな前進だと思います。これも高校生の意見を入れて、すぐ対応した素晴らしい例になることと思えます。これも小山町公式フェイスブック同様、広報おやま等を通じて広く広報していただけるのでしょうか、その点をお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○防災課長（杉山則行君） 高畑議員の再質問にお答えいたします。

町民の皆様への周知方法につきましては、広報おやまを含めまして、幾つかの方法を検討し、啓発してまいりたいと考えております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） それでは、4項目目の質問です。

町営キャンプ場やバーベキュー場の建設をしたらどうかという意見も、町の魅力拡大の視点では貴重な意見でした。この質問に対しても、足柄ふれあい公園は指定管理者制度の導入を視野に入れ、日常的にバーベキューが楽しめる施設として整備するとか、足柄ふれあい公園だけでなく、町内の豊富な森林資源を活用したキャンプ場の設置なども併せて検討していきたいという答弁をしておられます。これらの具体化に向けたお考えをお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○経済建設部長（池谷精市君） 足柄ふれあい公園でバーベキューが楽しめる施設の整備につきましては、現在、他地域の事例など調査を始めたところでありますが、今後、利用者のニーズを把握するとともに、公園のあり方について地域住民の方々からの意見も聞きながら、施設の位置や規模、利用形態等について検討してまいります。

また、足柄ふれあい公園のより効率的な管理運営や幅広い年齢層の方々が憩いの場として活用できるよう、現在の委託による維持管理体制を見直し、指定管理者制度の導入についても進めてまいります。

次に、町内の豊富な森林資源を活用したキャンプ場の設置につきましては、今後、利用者のニーズや他地域の事例調査を行うとともに、炊事場、トイレなどの施設整備が必要なことから、キャンプ場の施設に適した場所の選定、設置後の管理運営方法などを研究し、キャンプ場の設置に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） 分かりました。バーベキュー場やキャンプ場も人的交流の大変有効な場ですし、小山をアピールできる絶好の施設なので、前向きに検討していただきたいと思います。

今回初めて行った高校生議会で得るものは多くありました。議会事務局も言うておられましたが、議員としても、もっと事前に質問の視点や質問の仕方など、アドバイスができることはしてあげれば良かったという反省材料もあります。

高校生議会の歴史が古い富士宮市では、高校生の意見が具体化した例もあると聞きます。小中学生の子ども議会とは異なり、大人に近い高校生の貴重な考えを町政の中に取り入れることがもしてきたなら、他の市町からも注目される高校生議会として評価が高まるに違いありません。

ぜひ、今後、議会と連携して高校生の貴重な意見の具体化に向けて当局も努力していただきたいことを申し述べて、私の質問を終了といたします。

○議長（米山千晴君） ここで10分間休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 佐藤省三君。

○2番（佐藤省三君） 1つ目の質問は、地域包括ケアシステムの構築についてであります。2つ目は、連携教育の推進について。以上、2点について質問いたします。

まず、地域包括ケアシステムの小山町における構築についてということで、御質問させていただきます。

我が国では少子高齢化が叫ばれ始めて以来、大変久しい時間を費やしております。このことは、現在、更に進行しており、どのような対策を講じていくか、喫緊の課題となっております。最近でも、静岡県の高齢化率が報告され、27%を超えたそうであります。我が小山町でも同様な傾向を示しております。数字では県平均を下回っているようですが、これには富士学校の存在が大きく、本来ならば県平均を上回ってもおかしくないはずであります。

このような傾向は2025年には全国的に危機的な状況になると言われております。それは、団塊の世代がこの年に全て後期高齢者の仲間入りをすることになるからです。このことは、今後の医療、福祉、介護等について、現在より更に大きな負担が待っているということになります。加えて、医療、福祉、介護保険等を支えるべき年代が、少子化のためどんどん数を減らしている。このことが、この負担を更に大きくする大きな原因の一つとなっております。福祉行政が大きな曲がり角を迎えていると考えられます。

国では、そうならないために様々な手を打とうとしております。例えば、国民健康保険の県への移譲であります。また、介護保険の適用の厳格化は既に始まっており、特別養護老人ホームの待機者が大幅に減少しております。これは喜ばしいことではなく、逆に該当しない人を増やしただけのことではないでしょうか。その結果、在宅介護せざるを得ない家庭の激増を生んでおります。要介護1、2や要支援1、2の方のいる家庭では、介護離職や介護ノイローゼ、老老介護などの危険が直近に迫っております。

この対策として叫ばれているのが、地域包括ケアシステムの構築であるようです。認知症患者や介護該当者を増やさないように、地域や当人が日頃の生活の中で人と関わり、体を動かす等をして、健康寿命を延ばしていくことが求められております。本町でも住民福祉部の各担当や医療関係者、福祉団体、特別養護老人ホーム、介護施設等がそれぞれの知恵を出し、様々な企画、イベント等を行い、要請に応えようとしております。各セクションは大変頑張っております。ところが、それぞれは包括的システムとしては必ずしもまとまっているようには見えません。これらをどのようにまとめ上げ、血の通ったシステムにするか、また、福祉、医療、介護、イベント等の情報発信をどうするか、今後の福祉の行方を定める大切な時期と考えますが、町当局のお考えを伺いたいと存じます。

まず1点目は、介護保険の適用できなくなった方は本町に何人ほどいられますか。

2点目、住民福祉部の各担当や福祉団体等で行っている健康、福祉事業にはどんなものがありますか。

3点目、地域包括ケアシステムの組織、役割はどのようになりますか。

4点目、地域包括ケアシステムのまとめ役、情報発信はどこが担うことになりますか。

5点目、このシステムは、平成29年4月より始まるとされていますが、小山町ではこの構築に向けてどんな作業がされておりますか。

以上5点をお伺いいたします。

2つ目の質問であります。連携教育についてということですが、先日、北郷小学校の小山町教育委員会指定研究発表会を見学する機会をいただきました。2年間にわたる研究、大変お疲れさまでした。どの教室も子どもたちの生き生きとした表情や発表、友達を思いやる姿に研究の深まりを感じたものです。

この研究は、小学校内では学級づくりを土台として授業改善に取り組んだものと理解しました。授業中の子どもたちの表情に良い人間関係が深まっていると感じました。さらに、同じ校区内の園、中学校及び地域との連携を目指した研究でもありました。これは、子どもたちの成長が幼児から児童、生徒、そして大人へと当然つながっていくものであり、教育の形態が違っていても、1人の人間が通過するべきものである限り、連続して考える必要のあるものだと考えます。ここに視点を当てることは大変重要なことと思います。今後も更にこの研究を推し進めていただきたいと存じます。

さて、この大切な研究を支えるために、以下の点について伺います。

1つ目、小学校、中学校については、本町では親権者の住所地に指定された学校に通学することが義務づけられております。一方、幼稚園、保育園、こども園ではこの限りではなく、親が勤務地を考慮した園を選んでいる傾向が見られます。このため年度途中で引っ越して来た場合、地元の園には入れないことが往々にしてあります。次の年度に学齢に達した場合、知り合いのない学校でしばらくその子どもは我慢せざるを得ません。地域の連携教育の恩恵が不十分となってしまうおそれがあります。また、今後、住宅地が整備されていくと、町内への移住者の増加が考えられますが、このような点でも十分便宜を図る必要があるのではないのでしょうか。当局はどのようにお考えになりますか。

2点目、健康増進課では、長い間、5歳児に対してレッツ5キッチンと称して料理教室を開催されております。今年もつい最近、健康福祉会館の調理室で行われました。子どもたちが子ども用とはいえ、包丁で野菜や豆腐、魚を切る作業を要する煮魚、みそ汁などを作る教室であります。包丁を使う子どもたちの真剣な表情や、見守る保護者の心配そうな様子が、やり遂げた達成感いっぱいになることが大変好評な事業であります。この作業には、お助け隊や婦人会が全面に協力しており、頭が下がります。ところがその後、この経験が家庭ではある程度活かされるようで

ありますが、上級の小学校では、5、6年生の家庭科まで待たねばなりません。確かに生活科や総合学習などで経験する機会もあるようですが、どのように連携していくか、貴重な体験なので、ぜひ模索していただきたいと思いますが、お考えを伺いたいと存じます。

3点目、地域との連携については、大分以前からお年寄りを学校に招くなどして、昔の遊びやしめ縄作りなど、教えていただいている学校もあるようです。また、おじいさん、おばあさんに学校の様子を見ていただく機会もあるようです。お年寄りのうれしそうな表情に、子どもたちも一生懸命におもてなしをしているようです。しかし、いずれも単発に終わることが多く、各学年での位置づけをしっかりとさせたいと考えますが、いかがですか。学校の余裕教室などを活用し、常時お年寄りがいて、必要に応じて子どもと関わるようなことはできないでしょうか。

以上、3点について伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（秋月千宏君） 佐藤議員にお答えをいたします。

地域包括ケアシステムの構築についてのうち、はじめに、厳格化により介護保険から外れた方の人数についてであります。

介護保険の認定基準は変更されておられませんので、保険から外れた方はいないものと認識しております。

議員御指摘のとおり、平成27年4月から特別養護老人ホームに入所できる方が、原則要介護3以上の方となりましたが、要介護2以下の方であっても、認知症などで自宅での生活が困難な方については、施設が行う入所検討委員会に町が意見を付すことで、特例的に入所できる制度となっております。

次に、町及び福祉団体で行っている健康福祉事業についてであります。

現在、介護予防事業として行っているふれあい茶論などの高齢者の生きがいと健康づくり推進事業は、平成27年度実績で176回開催し、延べ3,338人の方に、また、健康マイレージ事業では、延べ520人の方に参加いただいております。

その他、元気塾や転ばぬ先の杖教室、頭と体の若返り教室など、幅広い事業を展開しております。

次に、地域包括ケアシステムの組織と役割についてであります。

組織は、御殿場市医師会をはじめ、歯科医師会、薬剤師会、介護事業所、地域包括支援センター、社会福祉協議会、区長会、地域住民などで、役割は医療や介護、介護予防、生活支援といったサービスが切れ目無く受けられることを目指し、多職種間での連携を図ることです。

次に、地域包括ケアシステムのまとめ役と情報発信についてであります。

現在は、町が中心となり進めておりますが、今後は高齢者の総合相談や地域ケア会議等を通じたケアマネジメント支援等を行う地域包括支援センターと町が一体となって進めてまいります。

次に、地域包括ケアシステムについて、町ではどんな作業が進められているかについてであります。

重点事業であります在宅医療・介護連携の推進は、平成30年度までに始めることとされていることから、御殿場市医師会等と連携を図りながら、昨年度から合同で研修会を実施しているほか、医療と介護の両分野で情報を共有できるよう、連絡用紙の統一化を図るなど、連携を強めております。

また、認知症施策の推進としては、本年4月から認知症地域支援推進員を配置し、認知症の相談及び適切な支援、関係機関との連絡調整を進めております。また、今年度は地域での認知症サポーター養成に加えて上級講座を開催し、これを受講したスタッフにより認知症の方やその家族が気軽に相談等ができるオレンジカフェを開催しております。

その他、認知症の早期発見・早期治療の道しるべとなり得る冊子であります「認知症ケアパス」を作成して全戸に配付したいと考えております。

今後は、認知症サポート医等の協力のもと、認知症初期集中支援チームによる支援体制の確立について検討を進めるとともに、介護予防・生活支援サービスの充実・強化として介護予防・日常生活支援総合事業を平成29年4月から開始をいたします。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 連携教育の推進についてのうち、はじめに幼稚園、保育園、こども園で地域の園には入れる配慮はできないかについてであります。

平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートし、町が入園の調整を行うこととなり、国から示されている優先事項であるひとり親家庭、兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合などを配慮し、優先順位をつけ、利用する施設などの調整を行っております。

入園に際しては、小中学校のように学区が指定となっていないため、定員との関係で第1希望の園に入れられない場合もあります。また、保護者の勤務先等の理由で、住所のある地域とは違う園を希望され、入園される場合もあります。

年度途中の入園についても同様に、第1希望の園に入園できなく、第2希望以降の園に入園される場合もあります。

住所のある地域の園に通わなかった場合でも、就学児には各学校にスムーズな引き継ぎができるように、小学校と園との話し合いを持ち、連携を図っております。

また、町として子ども像を明確にするためにランドデザインを公表しており、各学校・園ではそれをもとに連携をとっております。

町といたしましては、今後も保護者の希望をくみ取りながら、可能な限りの調整を行っていきたいと考えています。

次に、レッツ5キッチンの経験を活かすことについてであります。

学校においてレッツ5キッチンの実践的な経験を活かす場面は、生活科や総合的な学習の時間が主な学習機会となると考えられます。ただ、総合的な学習の時間の内容は、各校、各学年の状況や児童の実態に伴い内容が構成され、必ず調理の場面を設定できるとは言いきれません。しかし、レッツ5キッチンで学ぶ食の大切さや感謝の気持ち、物を無駄にしないといった食に対する意識の高揚は、毎日の給食の中で活かされております。

このように、学校では主に食に対する意識が高まるような指導を心がけていきたいと思っております。

一方、学校以外の通学合宿や子ども会のキャンプ等で魚をおろしたり、調理をしたりする場面があると聞いています。このような地域の団体の活動にも、レッツ5キッチンで学んだ実践的な経験や食に対する意識の高まりが活かされていくよう、家庭への啓発とともに進めていきたいと考えています。

次に、地域との連携について、お年寄りが常駐したり、地域の文化を展示したりしてはどうかであります。

開かれた学校づくりは、今後の学校のあり方の一つであり、小山町においても学校支援地域本部、学校応援団により地域の教育力の活用とともに地域に開かれた学校づくりに取り組んでおります。

現在、小山町学校応援団ボランティアには79人の個人の方と10の団体が所属しており、学校を支援していただいております。

また、明倫小学校区では、本年度、独自にボランティアを募り、老人会や地域の方に様々な行事に参加をいただき、地域の方々の協力のもと、地域に開かれた学校づくりを進めております。

御質問のようなお年寄りが常駐することも一つの方策として考えられますが、安全管理上の問題やシステムの活用という点も考え、ぜひ学校応援団に登録していただき、地域の方々が進んで学校に関わり、学校を地域の学習展示の場として活用するなど、開かれた学校づくりが進むことを願っております。

町としましても、地域の方々や地域で活動している組織が学校応援団に加入するよう、これからも働きかけていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） まず1点目の地域包括ケアシステムに関してであります。特別養護老人ホームに入るための厳格化が進められている中で、小山町では人数的には変更がないというようにお話でございました。それで、要介護2以下の方の入所検討委員会での人数等、現状について一つ伺いたいと思っております。

それから、2つ目には、質問の2、現在行われている健康福祉事業と、それから3番目、地域包括ケアシステムの組織との関連ですか、ここについて伺いたいと思っております。

それから、連携教育の関連につきましては、学校、特に小学校の学級の人数が大変少なくなっている現状の中で、地域の中における学校の役割というのは非常に大きなものがあるんじゃないかなと、そんなふうに考えております。

その中で、ぜひ余裕教室といいますか、空いている教室等を使った中で、お年寄りの常駐を、今、質問したわけですが、地域の文物、あるいは文化等を展示する、あるいは子どもたちの作品等を展示するような場所ができて、そしてそこを地域の方が気楽に参観できるというような、そんなようなことがあると、非常に地域の文化の中心としての役割は十分果たしていくんじゃないかなというふうを感じるわけであります。そんなようなことから、そのお考えがあるかどうかというようなことも含めて、再質問をさせていただきます。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 佐藤議員の再質問にお答えします。

まず、特別養護老人ホームの特例入所者数についてであります。

平成27年4月の制度改正以降、要介護2以下で特別養護老人ホームの特例入所を希望された方は町内で7人おり、入所検討委員会において全ての方の入所が必要と判定されております。

そのうち、現在5人の方が特別養護老人ホームに、また、1人の方は介護老人保健施設へ入所しております。また、残念ながら、あと1人の方は入所待ちの間にお亡くなりになっております。

次に、健康福祉事業と地域包括ケアシステムとの関連についてであります。

ふれあい茶論などは地域の自主性を発揮していただき、開催していただいております。また、認知症施策として推進しているオレンジカフェも認知症サポーター上級養成講座の受講生が主体的に開催しているもので、このように地域の方や町民ボランティア等による自発的な活動を支援していくことで、地域の方々等の意識の高揚を図っております。

町民一人一人が高い意識を持つことで、自らの、また家族や近所の方々々の健康増進、介護予防が促進されるとともに、少し様子がおかしくなってきたかなと思われる方などが包括支援センターへ相談しやすい地域社会が生まれ、早期の受診やリハビリ等につながると考えております。

このように、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療から介護、生活支援等が一体的に提供される連携体制を目指し、他職種間の連携強化を図るとともに、地域の人材発掘、育成も行い、地域包括ケアシステムの構築を進めております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 再質問にお答えします。

学校が地域の文化の中心になっていくこと、そして子どもたちが多くの方々と関わって育っていくことは大変大切なことだと考えております。現状を言いますと、今、それらをやはり大勢の人に入っていただくためには、コーディネートできる人が学校の中に必要となりますので、それ

らを踏まえてどんな形でそれらの期待に応えられるのか、これから検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問はございますか。

○2番（佐藤省三君） ございません。ありがとうございました。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで午後1時まで休憩といたします。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 池谷洋子君。

○9番（池谷洋子君） 私は、ひとり親家庭や共働きの子どもへの支援について質問させていただきます。

経済的な理由で食事を満足にとれなかったり、ひとり親家庭や共働きで親が忙しく、1人で食事をしている子どもに無料や低価格で食事を提供する子ども食堂が全国で相次いで誕生しています。

子ども食堂は2012年頃に都内で始まったとされ、1人で食事をする孤食の改善や経済的な理由で十分に食べられない子どもに栄養バランスのとれた食事を提供する狙いがあります。

厚生労働省によると、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合、いわゆる子どもの貧困率は、12年に16.3%と過去最悪を更新しました。子どもの6人に1人が貧困状態にあり、ひとり親世帯は特に深刻で54.6%、2人に1人となります。

また、文部科学省の調査では、経済的に困窮している家庭に自治体が学用品などを援助する就学援助制度の支給対象となった小中学生の割合が、12年に15.6%で過去最高を更新、13年にはやや減少しましたが、経済的に苦しい家庭の子どもは依然として多い状況が続いています。

家庭の経済状況は、子どもの食生活に大きな影響を与えています。厚生労働省研究班が13年、小学生約900人に実施した調査では、低所得世帯の子どもは家庭で野菜を食べる頻度が低い、この割合が一般世帯の2倍、インスタント麺やカップ麺を週1回以上食べる割合は2.7倍だったそうです。

子どもの将来が、生まれ育った環境に左右されることのない社会を推進しなければなりません。

先進例として、大分県豊後高田市は今年8月から1人で食事をするこどもの多い子どもに夕食を提供する子ども食堂を運営、共働きやひとり親家庭の子どもらに温かく栄養のバランスのとれた食事を300円の低価格で提供しています。

働く親の支援を目的に、毎週月曜日と木曜日の午後6時から午後8時まで営業、利用対象者は市内在住の中学生以下の子どもとその保護者で、事前の利用登録と予約が必要で、9月現在49世

帯の親子が登録しています。

また、1回の定員は20人で、食堂の運営は市の農漁村女性集団連絡協議会に委託しています。食堂を利用しているお母さんからは、働いているので毎日夕食を作るのは大変、すごく助かっている。また、家庭のような温かい雰囲気が心地良いなど好評で、育児の悩みを相談する親同士の交流の場にもなっているといえます。

さらに、地域のおばちゃんが台所に立つ家庭的な雰囲気も食堂の魅力で、食材も地元でとれた農作物などを使っているとのこと。

また、食事だけではなく、学習支援に取り組む自治体の動きもあります。

東京江戸川区は、今年度から自宅に家庭教師のボランティアを派遣するえどさく先生と塾型の江戸川さくら塾の2つの事業でひとり親家庭の中学生を支援しています。学習指導に当たっては、派遣型、塾型を問わず個別指導を原則としており、支援スタッフが生徒一人一人の状況に応じてアドバイスを送り、学力アップを目指します。受講費は無料です。定員に申し込みが殺到したそうです。

ちなみに、高校進学率の全国平均は98%台で推移していますが、ひとり親家庭に限ると93%台に低下します。

このように、学習機会や食事を提供する支援の意義は、単に勉強する場、栄養を摂取する場ということだけにとどまらず、同じ場所に集い、交流を重ねることによって自分を見守っている大人が親以外にもたくさんいることが伝わり、子どもたちの心のケアにつながります。

当町には、空き家やかつて食堂だった店もあります。そこから子どもたちの明るい声、笑顔が見られたら最高です。

また、町では、高齢者を孤立させないためにふれあい茶論を展開しています。人間は孤立しないことが大事だと思います。子どもを絶対に孤立させない。

ただ、経済的な貧困の支援をするということだけでなく、子どもが頼っていい人が親だけではなく、ここにもいるよ、そういうメッセージを送る場所が子ども食堂であり、こどもの居場所づくりではないかと考えます。

現在、国でも子どもの貧困対策推進法に基づき対策を進めています。その中に、地域子供の未来応援交付金を創設し、自治体の取り組みを支える枠組みも作りました。この未来応援交付金は、本年11月現在で64の自治体に交付されていますが、まだまだ申請が少ないといえます。また、交付金には貧困に関する実態調査を後押しするメニューもあります。町も効果的な施策を進めるために、ぜひ活用していただきたいと考えます。

そして、支援の動きが自治体に広がれば、取り組みに対する社会的な信用を高め、実施場所の確保も容易になります。

行政や地域の人々が関わりながら、必要な支援を講じることが、子どもの健全育成の手助けとなると確信します。

以上を踏まえ、次の4点についてお伺いします。

1点目、ひとり親家庭、母子・父子家庭の世帯数を伺います。

2点目、子どもの居場所づくりへ、食堂の開設についてお聞きします。

3点目、学力向上を目指す学習支援について伺います。

4点目、行政・地域の関わりが貧困の連鎖を防ぐと考えますが、町の見解を伺います。

以上で質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 池谷洋子議員にお答えします。

ひとり親家庭や共働きの子どもの支援についてのうち、はじめにひとり親家庭の世帯数についてであります。

18歳以下の子どもがいるひとり親家庭の世帯数は、平成28年11月28日現在175世帯、内訳としまして母子家庭が156世帯、父子家庭が19世帯となっております。

次に、子どもの居場所づくり食堂の開設はについてであります。

子ども食堂は子どもが一人で利用できて、地域住民が無料や安価で食事を提供する場所として全国で広がり、地域の方々の協力、支援がなければ成立しないものと承知しております。

町では、食事に関する調査として、朝食摂取について定期的に調査をしています。

その結果によりますと、町内では子ども食堂のようなものを必要とする逼迫した子どもがいないと理解しており、公的な開設は今のところ考えておりません。

しかし、子どもの居場所づくりは地域のつながりを深めるなど、様々な可能性がありますので、情報収集に努めていきたいと考えております。

次に、学力向上を目指す学習支援はについてであります。

町では平成27年度から須走小学校で、本年度から北郷小学校で、放課後に子どもたちにとって安全・安心な体験・学びができる無料の居場所づくりを目的として、順次放課後子ども教室を開設しております。来年度からは成美小学校での開設を予定しております。

また、社会福祉協議会が無料の学習支援事業として、生活や学習の支援を必要とする児童・生徒に対して、おやま学習アシスト教室を開催しております。このおやま学習アシスト教室は、小中学生を対象に、宿題のサポートや学力の定着、学習意欲の喚起等に向けた取り組みの支援を目的として、平成27年度から実施しております。

本年度は夏休みに10回実施し、延べ32人の小学生が参加いたしました。冬休みにも教室の開催を予定しており、学力向上を目指す支援として取り組んでおります。

次に、行政・地域の関わりが貧困の連鎖を防ぐと考えるが、町の見解はについてであります。

先ほど申し上げました放課後子ども教室やおやま学習アシスト教室の学習支援事業は、未来を担う子どもたちにとって貧困の連鎖を防ぐ対策の一つとして大変有効であると考えております。

今後も社会福祉協議会や民生委員、児童委員等と情報交換、連携を図り、地域の協力のもと子

どもへの支援に努めていきたいと考えております。

また、子どものサポートを含め、子育てに難しさを感じている保護者の方にも、家庭教育相談員との面談を増やしたり、幼児期からの子育て応援のためにも親が子育てについて学習する親学を推進していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○9番（池谷洋子君） 再質問をさせていただきます。

はじめに、未来応援交付金の活用についてです。先ほど述べましたが、町が効果的な施策を進めるために、ぜひ活用を広げてほしいと考えますが、いかがでしょうか、どうでしょうか。

2点目は、子どもの居場所づくりへ食堂の開設についてです。教育長の答弁は、朝食摂取について定期的に調査をし、その結果、逼迫した子どもがいないと理解し、子ども食堂の公的な開設は考えていないとのことでした。

私は、これまた先ほど述べましたように、ひとり親世帯や共働きで保護者が忙しく、帰宅が遅くなり、子どもが1人で食事する、いわゆる孤食の防止を第一に考えています。夕食の時間です。これまた述べましたが、調査では、インスタント食品やカップ麺、これを食べる割合が一般世帯よりかなり多いです。

再質問の2点目は、仕事などで保護者が不在となる夕食の時間帯の子どもの居場所づくり、これについてはどのように考えているのか。また、どのように取り組むべきかお聞かせください。

3点目は、学力向上を目指す学習支援についてです。社会福祉協議会が無料でおやま学習アシスト教室を開催している。対象は小中学生ということですが、なぜ本年の夏休みは10回実施したのに、中学生の参加がなかったのかお聞きします。これが一つ。

また、小学生の延べ32人の参加は少ないように思います。せっかく素晴らしい取り組みをしているのにもったいないです。冬休みの教室開催に向けて、更なる学校関係やPTA、家庭としっかりと連携して、参加を促すことも大切なのではないのでしょうか。お伺いします。これが2つ目。

3つ目は、経済的な理由などで塾に行けない子どもたち、特に進学を控えた中学生の対処についてお伺いします。

以上、再質問です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） まず再質問の1点目、交付金の活用についてであります。これらにつきましては、もう少し研究をして、どのような形で活用できるか、やってみたいと思います。

それから、2点目の、子どもの居場所、子ども食堂の夕食の部分、しかも孤食を防ぐということですが、これらにつきましても小山町内でどのくらいのニーズがあるのか、それらを、実態をちゃんと把握してから考えるべきではないかなと思います。

それから、次の学力向上の中学生の参加ですが、これは夏休み中はほとんど中学生は部

活動がありまして、そこで学習をするということはなかったように思います。

それから、人数を増やすということ、参加を促すということですが、これらにつきましては、いろいろ経済的なことや何かもありますので、民生委員さんや何かをお願いして促しておりますので、また、実態というんですか、子どもたちの生活状況の中で行きたくないという子もいますので、できるだけ勉強は一緒に、そこで宿題やるといいんじゃないのかなという形で促すしかないかなと思っております。

それから、塾へ行けない子への対処ですけれども、このあたりも、塾へ行かなくても自分で勉強する子もいますし、学習の自立をしていくことがまず大事ではないかと思う家庭もあります。それから、お金がないから本当は行きたいけど行けないという子に対しましては、小学校の場合はそういう放課後児童教室を開催していきますので、中学校についてはそういう子が一体どのくらい、学校の中にいるのか、実態把握がまず大事ではないかと思っておりますので、その後に考えていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○9番（池谷洋子君） 再々質問をさせていただきます。

様々、教育長からこれから実態調査、夕食の時間帯、またいろいろ塾の問題等の実態調査、これはまたしっかりと小山町内、未来の子どもたちは宝ですので、調査をしていただきたいと思っております。

最初の答弁なんですけど、教育長はひとり親家庭は175世帯あると話されました。当然、子ども数は優に200人を超えます。全員が一人で食事しているとは言えませんが、昼、夜、働いているお母さんもいらっしゃいます。また、ひとり暮らしの高齢者も増えています。高齢者の孤食問題も併せて、とても深刻です。

孤食の高齢者が、例えば子ども食堂があれば、そこで食事する。子どもは高齢者に学び、高齢者は子どもに元気をもたらすことができます。金太郎のように心身健康な子どもの健全育成の手助けとなるよう、行政、地域の人たちが関わりながら、必要な時期に必要な支援を講ずることが、今、大切だと考えます。

再々質問は、行政、また職員がこの支援に関わることで解決すべき課題の発見が見えてくると考えます。期待できると考えます。教育長、最後、この所見をお聞かせいただきたいと思っております。

以上、再々質問です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 孤食は本当に子どもが寂しい思いをするということは、私は本当に良くないというか、子どもはやっぱりいつも人がいるところで育つのがいいなと思っています。

今言われました孤食の老人、高齢者と、それから子どものことで、行政と地域がどう関わっていくかということですが、今、私たちは教育の中でそういう子どもたちが本当に寂しい思

いをしているのかどうなのか、教室の中でいつも暴れている子は、本当はこの子はどういう食事形態をしているのだろうかとか、そんなことはしっかり把握する必要があるかなと思っています。

今、それが本当にすぐ必要なかどうかということは、ちょっと調査をしてみたいと思いますが、行政と地域が関わるといふか、どちらかといえば地域住民のボランティア精神がまた高揚していくことが大事かなと考えております。

以上であります。

○9番（池谷洋子君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（米山千晴君） 次に、5番 藺田豊造君。

○5番（藺田豊造君） 通告しました小山町の職員派遣と民間企業との人事交流についてお尋ねいたします。

この問題は、私は6月からこれで3回目です。やるたびに疑念が湧きました。それで、今日はまた新たに質問をさせていただきます。では読みます。

小山町と民間企業等との間の人事交流に関する要綱と公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律との関係についてお伺いいたします。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律は、派遣、出向、人事交流研修であろうと、条例で定めるところにより職員を派遣することができます。とりわけ営利法人への派遣は、対象法人を限定し、一旦退職の上派遣することを厳格に求める内容だと、私は理解しています。

小山町の交流は、名目こそ交流研修となっているが、民間企業の職員として専ら従事をしており、実質は補助金を交付している公益法人等への給与支払い付の職員を派遣していることは、町民の利益を侵害している行為と思われるが、これはいかななものでしょうか。

また、町のとて要綱で規定する民間企業等と法律で規定している公益法人等の定義については、表現は違いますが、内容は全く同じであると、そう解釈していますが、異なるとしたらどのような点が異なるのか、解釈に苦しみます。

それらを踏まえて一問一答させていただきます。

第1問目です。9月の定例会の一般質問において、商工会への派遣の根拠法はと聞いたところ、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項第3号に定めた法人であると回答されました。しかし、派遣期間中は自治体から給与を支払わないのが原則です。前回は質問しましたが、明確な回答が得られませんでした。給与を支給している具体的な理由、これについてお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 藺田議員にお答えします。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項で、派遣職員の従事する業務が町と共同して行う業務などであって、その実施により町の事業の効果的な実施が図ら

れる場合、条例で定めることにより、職員に給与を支給できるとしています。

商工会は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項第3号の法人を定める政令に規定されておりますので、小山町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第4条により、町は派遣期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当を支給できるものとしております。ちなみに、商工会は勤勉手当、通勤手当、管理職手当を負担しております。

○5番（菌田豊造君） ただいまの答弁の中に、この法の6条2項を運用しているということですが、町と共同して行っている業務とは何か。具体的に教えてください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 菌田議員の再質問にお答えいたします。

町と商工会が共同して行っている業務でございますが、商工会は、9月の議会でも申し上げましたが、町の商工業等の振興、発展のために活動しております。また、町も行政としましてそのような事業を行っております。町、商工会、どちらにいたしましても、その事業が推進されることによって、町の地域産業、こちらが振興していくものと考えております。その意味では、共同して行っているというふうに判断をしております。

○5番（菌田豊造君） だから、私は具体的に何かと聞いているんです。それについてお答えください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 菌田議員の再々質問にお答えいたします。

具体的に一例を挙げますと、現在でありますればふるさと寄附の事務等、共同して行っているところであります。

○5番（菌田豊造君） じゃ、質問します。

今行っている事業がそれらの報告は当該者からはいつなされているのでしょうか。そして、今、効果があると、どのような効果が上がっているのか、それも重ねて質問いたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 菌田議員にお答えいたします。

今の御質問の回答ですが、報告をどのようにやっているかということですが、商工会に派遣している職員とは定期的にランチミーティング等を行いまして、直接町長へ報告等がされていると認識しております。

また、その効果につきましては、こちら、職員を派遣しましたからすぐ次の日から何か劇的な効果が出るといったものではございません。公益的法人への派遣、それから民間企業への派遣も同じですが、長い時間をかけてその効果が出てくるものというふうに考えております。

○5番（菌田豊造君） 私は報告の義務はあるかということを知りたいんです。それについて、今まで報告がなかったのかあったのか、それについてお答えください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 報告はランチミーティング等で行っていました。

○5番（藺田豊造君） プロジェクトはずっと続いているわけです。行政の継続性から言っちゃえば、今の職員はこれでやめるかもしれない、60になったら、定年退職と言っていいのかわからない、やめるかもしれない。そうした場合は、次にはまた同じ給与付の職員が行くのか行かないのか。それについても併せてお答えください。これ、関連しているからね。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 今回の御質問に対しましては、人事に関することでもございますし、これはお答えすることができません。

○5番（藺田豊造君） 結構です。

では、1の2番目に入ります。補助金とか助成金を受けている公益法人等へは、職員の派遣は禁止されていると思うが、禁止されているという制限されていると思います。それを行っている理由について、どのような法律のもとに基づいて行っているのか、お答えください。これ、1の2番目。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 2番目の御質問にお答えいたします。

商工会の業務の全部または一部は、町の事務または事業と密接な関連を有するものであります。これは先ほどもお答えいたしました。また、商工会の施策の推進を図るために、人的援助を行うことが必要、このように判断いたしましたので、商工会と協定を締結し、職員を派遣しているものです。

○5番（藺田豊造君） 当然、私は当局は承知されていると思いますけれども、商工会は会費とかあるいはそれにまがう姿勢でもって独立的な法人だと、私はそうした独立した人格を持っている法人だと、私は考えています。当然、こういう予算内でもって物事をやっていると、それがスムーズにしている団体だと思っています。

そういうふうなことから、商工会へと職員を、独立した団体へと、商工会へ給与付の職員を送っているということについて、私は不思議なものを持っています。

それから、もう一つ言えば、6月の答弁で町長が、各企業から人員派遣を熱望されていると、あるいは人事交流を熱望されていると言いましたが、そういうふうな答弁でしたが、当然にして私はこれはそういったお金の面とかそういう面を用意されていて、来てくださいというのが通常の考え方だと思います。これについて、当局はどのようにお考えになっているのか。要するに支払う義務というか、そういうふうな給与付でもって行っているということについて、向こうが熱望しているのに、こっちはお金を持っていくということについていかなものなのでしょうか。そういうことを聞いている。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 菌田議員の再質問にお答えいたします。

今、菌田議員の御質問の方は、職員を派遣することと、給与の負担に関することが混同されているように感じますが、町の方では、とにかく商工会に関しましては、法、それから政令、条例、規則、これに基づきまして一定の手続きを踏んだ上で職員を派遣しております。その給与の方は、給与の負担ですね、こちらは法律の6条第2項に基づいて、町が負担すべきものは負担し、商工会が負担すべきものは負担すると、こういうふうにすみ分けをしております。

○5番（菌田豊造君） それでいいです。

では、2の1番に入ります。2の1番は、平成27年度に制定した小山町と民間企業との間の人事交流に関する要綱についてお伺いします。この要綱は、先の答弁において、平成23年度に制定した小山町職員の民間企業派遣研修実施要綱を基本としていると回答がありました。

平成23年の要綱の上位法、あるいは根拠法は何か。それについてお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 平成23年の要綱ですが、小山町職員の民間企業派遣研修実施要綱であります。職員の資質向上と能力開発のため、研修の機会を増やすために町独自で決めました。直接の根拠法というものはございませんが、あえて言いますと、地方公務員法の第39条に、職員にはその勤務能率の発揮及び増進のために研修を受ける機会が与えられなければならないとあります。

以上です。

○5番（菌田豊造君） ただいま、非常に奇妙なことを、上位法にないと。それで、その中の39条を運用しているんだとありました。しかしながら、公務員に一番課せられているのは35条の職務専念の義務じゃないかと私は感じています。確かに町民の福利向上のために必要なこととは感じますが、それだけの理由で行っているということについては、私、不思議に思います。

なぜならば、この要綱が会計法上、あるいは財政法上、地方自治法、あるいは地方公務員法、こうしたものをどこに踏まえているか。今の35条を起点として物事を考えているのかどうかということについて、私は大変に疑問に思っているんですけれども、当局の考えを述べてください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁にもございましたが、民間企業への研修の派遣、こちらはあくまでも根拠法ではございませんが、地方公務員法第39条の研修、これを参考にしてございます。町独自で制定した要綱であります。

以上です。

○5番（菌田豊造君） ただいま、研修派遣と言いましたけれども、小山町では研修、派遣あるいは出向、これに対してどのような制約、あるいは決めがあるんですか。それについてお答えください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 菌田議員にお答えいたします。

今回のこの2の1番の質問から、民間企業の派遣ということで話が変わっていると思うんですが。（「いえ、だから、もうそっち入っちゃってね、悪いね」と呼ぶ者あり）現時点、町は職員の人材育成基本方針、これに基づく職員研修計画、こちらを毎年立ててございます。その中に、民間企業への派遣というか交流研修ですね、それから、また、国であるとか県への人事交流の研修、こういったものを位置づけてございます。

○5番（菌田豊造君） だから、私は35条がどのように担保されているかということについて、もう一度お伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 地方公務員法の第35条は、職務に専念する義務ということになっております。小山町の条例、職務に専念する義務の特例に関する条例というものを決めてございます。この中で、第2条第1号により、研修を受ける場合は職務に専念する義務を免除すると、こういったものを条例で定めております。

ですから、いわゆる勤務時間中に行う研修、それからこういう民間企業への長期間にわたる研修、これらも全てこの条例に基づき、職務に専念する義務が免除される、このように整理してございます。

○5番（菌田豊造君） だから、研修は分かります。それから、派遣、あるいは出向、どのような制約があるのか。どのような形になっているのかということ、もう一度お答えください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 再質問にお答えいたします。

まず、研修は研修ということで一つの整理がございまして。それから、公益的法人等への、具体的に言いますと商工会ですが、こちらへの人の派遣、こちらはあくまでも職務として派遣を行っているものです。研修とは全く別物ということで整理をしております。

○5番（菌田豊造君） 出向について、どうなっていますか。そういう規定があるのかなのか、別物だというけどさ、それらがどういうふうに区別されているのかということ、私、聞いているの。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 出向という言葉は使っておりません。あくまでも研修、それから派遣ということで、2つに分けて使っております。

○5番（菌田豊造君） 出向はないということで理解していいんですね。

○議長（米山千晴君） もう一度。

○5番（菌田豊造君） 出向はないということで理解していいんですね。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 出向という言葉は使っておりません。

○5番（藺田豊造君） 私はこの要綱について、大変に疑問に思っているんです。というのは、民間との人事交流というのは、私は国家公務員に与えられたものだと思っている。地方公務員に営利会社への人事交流というのは、そういうふうな法律があるのかないのか。私は、何回も繰り返すけど、私の記憶の中に、あるいは勉強した中においては、営利企業への人事交流というのは、国家公務員に与えられたものだと、地方公務員に与えられていないというふうな理解をしていますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 藺田議員にお答えいたします。

国家公務員のみ認められており、地方公務員にはそういうものはないという御質問というか御指摘だと思いますが、地方公務員には確かにそういう制度はございませんので、町の要綱を作り、対応しております。こちらは、近隣におきましても、同じような、同様の要綱を整備し、派遣している自治体がございます。

○5番（藺田豊造君） ただいまの質問、ものすごく不思議に感じておるんですけど、私、いろいろなこういう行政の専門家、あるいは法律家に聞きました。この要綱は、非常に難しいものを含んでいるということでありました。というのは、やっぱりさっき言った行政法上、あるいは財政法上、あるいは地方公務員法上、非常に難しいぞと。例えばこれが住民監査請求が起こった、この要綱において、それから住民訴訟が、損害賠償請求が起こった、こういう場合の当局は対応ができますか。それについて御所見をお伺いします。

○総務課長（小野一彦君） お答えいたします。

住民監査請求等のものが、もし起きた場合ということで、仮定の話ということですが、その結果には当然従うべきものと考えております。ただ、町としましては、あくまでも民間企業における実務研修ということで考えておりますので、そういったものは起きるとはちょっと想定をしておりません。

○5番（藺田豊造君） 想定してもしなくても、これは結構です。私、今の質問、私はこの要綱が大変に難しい問題を抱えているんじゃないか、あるいはさっき言った住民訴訟やいろいろな問題が起こったときに、大変な、小山町の恥になるようなことになりはしないか、そういうふうなことを考えると、私、次の質問を、これ、肯定していないから、私、次にいろいろな質問をしようとしていましたけれども、そういうふうな理由から、私は次からの質問を取りやめさせていただきたいと思います。

要するに、私がこの要綱を認められるに至る、今の答弁では至らなかったということです。

それから、この派遣や交流によって、その箇所において多くの人たちが、3人ですけれども、やめていった、あるいはそういうふうによめさせられた、そういうところへ派遣したときに、あるいはいろいろなときに話し合いがあつて、円満解決ができなかったものかなと、そう思ってい

ます。(不規則発言あり) いや、私の意見だ、それ。未来拠点とか何とかといって職場を増やそう
何とかって言っていますけれども、こういう一つ一つをとっても、当局の力というか、民意に背
反したような行為が行われていくことに、私、本当に残念だと思います。

以上で質問を終わります。

○議長(米山千晴君) これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、12月16日金曜日 午前10時開議

議案第94号から議案101号までの議案8件を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、表決を行
います。さらに、議員の派遣について採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後1時50分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 佐 藤 省 三

署 名 議 員 鈴 木 豊

平成28年第7回小山町議会12月定例会会議録

平成28年12月16日(第3日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 遠藤 豪君 2番 佐藤 省三君

3番 鈴木 豊君 4番 高畑 博行君

5番 藺田 豊造君 8番 梶 繁美君

9番 池谷 洋子君 10番 込山 恒広君

12番 池谷 弘君 13番 米山 千晴君

欠席議員 6番 阿部 司君 7番 渡辺 悦郎君

説明のために出席した者

町 長 込山 正秀君 副 町 長 田代 章君

副 町 長 室伏 博行君 教 育 長 天野 文子君

企画総務部長 湯山 博一君 住民福祉部長 秋月 千宏君

経済建設部長 池谷 精市君 教 育 部 長 田代 順泰君

危機管理監 岩田 芳和君 町長戦略課長 長田 忠典君

総務課長 小野 一彦君 おやまで暮らし課長 岩田 和夫君

税務課長 渡邊 辰雄君 住民福祉課長 渡邊 啓貢君

健康増進課長 平野 正紀君 防 災 課 長 杉山 則行君

建設課長 高村 良文君 農 林 課 長 前田 修君

商工観光課長 大庭 和広君 都市整備課長 野木 雄次君

上下水道課長 後藤 喜昭君 こども育成課長 小野 正彦君

生涯学習課長 山本 智春君 総務課副参事 米山 仁君

職務のために出席した者

議会事務局長 鈴木 辰弥君

会議録署名議員 2番 佐藤 省三君 3番 鈴木 豊君

閉 会 午前10時50分

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第94号 小山町健康福祉会館の指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第95号 町道路線の認定について
- 日程第3 議案第96号 小山町精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第97号 小山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第98号 平成28年度小山町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第6 議案第99号 平成28年度小山町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第100号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第101号 平成28年度小山町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議員の派遣について

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 町長提案説明
- 追加日程第2 報告第14号 専決処分の報告について
- 追加日程第3 議案第102号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第4 議案第103号 平成28年度小山町一般会計補正予算(第6号)

議

事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告いたします。阿部 司君、渡辺悦郎君は、本日の会議を欠席する旨届け出が提出されておりますので御報告いたします。

ただいま出席議員は10人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

ここで報告します。未来拠点課長は、公務のため本日の会議を欠席しておりますので、報告いたします。

日程第1 議案第94号 小山町健康福祉会館の指定管理者の指定について

日程第2 議案第95号 町道路線の認定について

日程第3 議案第96号 小山町精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第97号 小山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

日程第5 議案第98号 平成28年度小山町一般会計補正予算（第5号）

日程第6 議案第99号 平成28年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第7 議案第100号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第3号）

日程第8 議案第101号 平成28年度小山町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（米山千晴君） 日程第1 議案第94号から日程第8 議案第101号までの議案8件を一括議題といたします。

それでは、各常任委員会に付託しました議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、総務建設委員長及び文教厚生副委員長から、委員会における審議の経過及び結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 遠藤 豪君。

○総務建設委員長（遠藤 豪君） ただいまから、12月8日、総務建設委員会に付託された5議案について、審議の経過と結果について御報告します。

12月8日、午前10時から会議室において、当局から副町長、関係部課長及び課長補佐等、議会から委員4名が出席し、審査を行いました。

はじめに、議案第95号 町道路線の認定については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第97号 小山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

の制定についてを報告します。

委員から、農業委員と農地利用最適化推進委員の役割とその権限は。との質疑に。

農業委員は委員会で審議し、最終的に合議体としての意思決定をすることが主体となります。農地利用最適化推進委員は、自らの担当区域において農地利用の最適化を目的として、農地利用状況調査、適正利用の指導、担い手への集積活動、農家からの相談等の現場活動を行います。委員会での議決権はありませんが、現場並びに委員会等において意見を述べるすることができます。

農業委員と農地利用最適化推進委員とは、連携を密接にして業務を推進していくことが求められます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第97号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第98号 平成28年度小山町一般会計補正予算（第5号）を報告します。

委員から、立木売却収入について、生土山での事業が未実施との説明があったが、今後の見通しはどのようになっているのか。との質疑に。

現在、生土山の町有林整備事業を住友林業フォレストサービス株式会社へ委託をしています。山の場所は、神奈川県山北町川西に位置するところで、全部で42ヘクタールあり、13ヘクタールは整備済みですが、残り29ヘクタールが未実施となっています。未実施の山地へ進入する山北側からの林道は災害により被災しており、損壊が激しく、復旧の目途が立っていない状況です。山北側の林道がいつ復旧できるか分からないことから、現在、静岡県側から作業路を延ばして進入することを検討しておりますが、時期的なことについては明確になっておりません。との答弁がありました。

委員から、東名足柄バス停駐車場整備について、工事の内容と完了予定は。また、現在の駐車場での町としての管理責任はどのようになっているのか。との質疑に。

工事内容については、21台の増設工事を予定しています。完了予定は、年度内での完了を見込んでいますが、発注時期等によっては完了が年度をまたぐ可能性もあります。駐車場の管理責任については、管理上の瑕疵における事故等については町の責任が問われますが、その他の事故等については町の責任を問われることはありません。との答弁がありました。

委員から、前回の議会全員協議会で、工事完了後の管理については、今後、指定管理者制度も踏まえて検討するとの説明があったが、完了と同時に実施するという考えでよろしいか。との質疑に。

現時点での管理の考え方は、条例を定めて、有料化に向けた検討を進めております。整備の完了と同時に有料化として管理をしていきたい考えで整理をしていますが、まだ具体的な内容に至っておりませんので、決まり次第、皆様方にお知らせしたいと考えております。との答弁がありました。

委員から、企画渉外総務費の福祉理美容による地域活性化事業が1,050万円の減額補正になって

いるが、その理由は。との質疑に。

福祉理美容による地域活性化事業は、平成27年度は国の地方創生先行型交付金を活用し、平成28年度は国の地方創生推進交付金を活用して実施している事業です。今年度の事業の内容は、町内の理美容師を中心としたNPO法人を立ち上げ、昨年度に養成した福祉理美容師による福祉理美容や昨年同様のおしゃれ講座を実施します。今回の減額補正は、当初に見込んでいた利用者情報のシステム導入を見送ったこと、備品購入の取りやめなど、最小の経費で効果のある事業を実施するよう精査した結果、事業費を減額したものであります。なお、地方創生交付金を活用しているため、歳出に合わせて歳入も減額しました。との答弁がありました。

委員から、企業立地振興費7,115万円の内訳で、三来拠点事業委託業務3,000万円、事業用地2,110万円、物件移転補償費2,005万円の詳細については。との質疑に。

委託料3,000万円の内訳は、足柄スマートインターチェンジ関連における支障木伐採業務委託、補償調査資料作成業務委託に1,700万円、湯船原地区の林業エリア現地調査測量等業務委託に500万円、小山パーキングエリア周辺地区において修正設計が必要となったことから修正設計業務委託に650万円、また、駿河小山駅周辺地区での測量等の調査業務に150万円を計上しています。事業用地と補償費については、測量調査結果により、買収用地及び補償対象物件の確定を行い、金額を算定しました。との答弁がありました。

委員から、大胡田用沢線については、新東名高速道路が開通する平成32年までに御殿場市から通っている広域農道北部幹線まで完成予定ということによろしいか。また、その見通しは。との質疑に。

現在、町が計画している大胡田用沢線は、広域農道北部幹線までの接続を予定していますが、小山パーキングエリアへのアクセスも想定しており、小山パーキングエリアや町道3975号線へのアクセスの利便性を図るための道路として整備をしています。社会資本整備として国費を充てた事業のため、補助金の交付状況により進捗が左右されますが、平成32年度の新東名高速道路の開通に合わせて開通させていくことが、今の小山町の考え方です。との答弁がありました。

このほかに、入湯税、町営住宅解体事業、自主運行バス負担金、都市計画道路整備事業費について質疑、答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第98号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第3号）については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号 平成28年度小山町水道事業会計補正予算（第2号）について報告します。

委員から、配水施設整備の継続費について、湯船原配水池の進捗に合わせて年割額を平成28年度は減額をし、平成29年度分は増額するとの説明があったが、今後の見通しはどのようになって

いるのか。との質疑に。

湯船原工業団地配水施設整備工事後の見通しについては、来年1月に入札を行い、平成30年3月に完成する予定です。具体的な工事施工スケジュールについては、施工業者と調整する必要があることから、現在、未定であります。一般的には14か月程度の期間を有する工事内容であると認識しています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第101号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された5議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、湯船原地区太陽光発電箇所（エネルギー開発関連エリア）、町道5048号線の認定箇所、用沢宅地造成工事の現地視察を実施したことも併せて御報告いたします。

終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、文教厚生副委員長 佐藤省三君。

○文教厚生副委員長（佐藤省三君） 委員長に代わり、ただいまから、12月9日、文教厚生委員会に付託された4議案について、審議の経過と結果について御報告いたします。

12月9日、午前10時から、会議室において、当局から副町長、教育長、関係部課長、危機管理監、専門監及び課長補佐等、議会から委員6名全員が出席し、審査を行いました。

まず、議案第94号 小山町健康福祉会館の指定管理者の指定について報告します。

委員から、前回の文教厚生委員会協議会で採点方法を150点満点としたとの説明があったが、配点と審査方法、審査結果は。との質疑に。

選定に当たっての配点は、提案内容に係る各審査項目に120点、指定管理料の金額の提示に30点が配点され、合計150点満点で審査されました。選定委員には、事前に提出された申請書類を審査してもらい、10月31日の選定委員会において、応募者3社によるプレゼンテーションと詳細説明を受け、最終的な審査の結果、選定委員9名の平均値が116.45点であった静岡ビル保善株式会社に選定されました。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第94号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第96号 小山町精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第98号 平成28年度小山町一般会計補正予算（第5号）を報告します。

委員から、遠距離通学費補助金について、補助金を1人月額800円から2,000円に変更したとのことだが、各家庭における小・中学生の通学に係るコミュニティバス代の負担額は幾らになるのか。との質疑に。

各地区によりバスの料金と負担額が異なります。桑木・新柴区から役場までコミュニティバス

を利用して通学している場合には月に4,890円かかり、そのうち2,000円を補助しているので、2,890円が保護者の負担となっています。原向区から小山町役場までの利用者及び下古城から北郷中学校までの利用者は3,860円かかり、1,860円が保護者の負担となります。約半額程度を負担するよう2,000円の補助とさせていただきます。との答弁がありました。

委員から、児童発達支援事業費について、児童の数と支援事業の内容は。との質疑に。

児童発達支援事業は、小学校就学前の6歳までの障害のある子どもが利用するもので、日常生活の自立支援や機能訓練を行ったり、保育園や幼稚園と同じように遊びや学びの場を提供し、障害児の支援を目的に実施しています。当初168人を見込んでおりましたが、現在238人の実績を見込んでいます。との答弁がありました。

委員から、訪問入浴サービスについて、事業の内容と利用者の人数、回数は。との質疑に。

現在、2名の方が利用されており、1回の料金は1万2,500円です。当初12か月分、1人一月12回の利用を見込んでいましたが、今年9月までの利用実績が当初の想定よりも増えたことから、増額補正を計上しています。との答弁がありました。

委員から、健康増進事業費において保健事業16万2,000円、食育栄養改善業務8万2,000円を増額しているが、それぞれの事業の詳細は。との質疑に。

保健事業の増額の主な内容ですが、健康福祉会館3階のリラクゼーションスタジオの利活用促進や集客増加策の一貫として、ぷち講座を月5回程度開講しております。ぷち講座はリラクゼーションスタジオを利用させていただいた方に特典として、女性や高齢者向けの美容、健康増進といった内容の各種講座を開催しております。講座は好評であり、今後も継続して開催していくために増額の補正をするものであります。食育栄養改善業務は、御殿場・小山栄養士会にお願いしている乳幼児健診や健診事後指導等の業務の実績により予算に不足が生じたため、増額補正をするものです。との答弁がありました。

このほかに、2市1町共通無料入浴券、児童発達支援事業費、経済対策分給付金、保育園管理運営費について質疑・答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第98号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第99号 平成28年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）を報告します。

委員から、包括的支援事業費において、認知症サポーター上級講座等の事業を開始したとの説明があったが、どのような事業を実施しているのか。また、専門的な知識は必要なのか。との質疑に。

今年度は、認知症サポーター養成講座に加え、上級講座を開催しており、現在、認知症の地域支援推進員として上級講座の講師である臨時職員を雇用しています。認知症の地域支援推進員は、認知症の専門的知識と資格を有しており、上級講座の講師に必要な各種の講座も受講しております。また、上級講座の受講生により、認知症の方やその御家族の方が集う相談等の行える認知症

カフェを10月から毎月1回ずつ開催しています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第99号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された4議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、小山町健康福祉会館の指定管理者の指定について、小山町健康福祉会館の現地視察を実施しましたことも併せて御報告します。

以上です。

○議長（米山千晴君） 以上で、総務建設委員長及び文教厚生副委員長の報告は終了しました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第94号 小山町健康福祉会館の指定管理者の指定についてを議題とします。

文教厚生副委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第94号は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第95号 町道路線の認定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第95号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第96号 小山町精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生副委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第96号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第97号 小山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第97号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第98号 平成28年度小山町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

総務建設委員長及び文教厚生副委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する総務建設委員長及び文教厚生副委員長の報告は可決であります。本案は、総務建設委員長及び文教厚生副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第98号は、総務建設委員長及び文教厚生副委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第99号 平成28年度小山町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

文教厚生副委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第99号は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第100号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第100号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第101号 平成28年度小山町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第101号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議員の派遣について

○議長(米山千晴君) 日程第9 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、1月27日に静岡市で開催されます静岡県地方議会議長連絡協議会に副議長、2月10日に清水町で開催されます駿東郡町議会議長会広報研修会に広報対策特別委員を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣については、これを行うことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときには、議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更を要するときには、議長一任で変更できることに決定しました。

お諮りします。ただいま町長から、報告第14号 専決処分の報告についてと、議案第102号 工事請負契約の締結についてと、議案第103号 平成28年度小山町一般会計補正予算(第6号)の合

計3件の追加議案が提出されました。

これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、町長提出の報告第14号、議案第102号、議案第103号の3議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

(追加議案配付)

追加日程第1

町長提案説明

○議長(米山千晴君) 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、報告第14号、議案第102号、議案第103号について提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 今回、追加提案いたしましたのは、報告第14号 専決処分の報告について、議案第102号 工事請負契約の締結について、及び議案第103号 平成28年度小山町一般会計補正予算(第6号)についてであります。

はじめに、報告第14号 専決処分の報告についてであります。

本件は、交通事故によって発生した損害賠償の額を、議会において指定されている事項として、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告をするものであります。

事故の概要であります。平成28年10月11日午後3時30分頃、小山町大御神地内の富士霊園正門前交差点において、一時停止不履行の乗用車が、建設課の管理する2トンダンプ車の運転席側後部タイヤ付近に衝突したものであります。

このとき生じた損害賠償金7万1,683円について、静岡県町村会公有自動車損害共済委託契約に定める共済責任額の限度内であることから、平成28年12月5日に専決処分したものであります。

次に、議案第102号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、用沢わさび平内における優良田園住宅整備工事の請負契約の締結であり、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第103号 平成28年度小山町一般会計補正予算(第6号)についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ2億円を追加し、歳入歳出総額を106億780万2,000円とするものであります。

なお、この後、報告第14号 専決処分の報告についてを除きまして、企画総務部長から補足説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

追加日程第2 報告第14号 専決処分の報告について

○議長（米山千晴君） 追加日程第2 報告第14号 専決処分報告についてを議題とします。

この報告は、町長提案説明のとおりですので、補足説明を省略します。

本報告は、地方自治法第180条第2項の規定による報告ですので御了承願います。

追加日程第3 議案第102号 工事請負契約の締結について

○議長（米山千晴君） 追加日程第3 議案第102号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第102号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、平成28年度優良田園住宅整備工事の請負契約の締結案件であります。

契約内容は、宅地造成に必要な測量・設計・施工及び法的手続きにつきまして、設計・施工一括発注方式による請負契約であり、既に取得済みの用沢わさび平内の約2万平方メートルに小山町優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針に基づき宅地造成を実施するものであります。

本請負契約の締結に当たりましては、設計・施工一括発注による指名プロポーザル方式により、去る11月30日に事業予定者特定委員会を開催し、技術提案書に基づくプレゼンテーション、ヒヤリング及び審査を行い、白幸産業株式会社を事業予定者として特定いたしました。

見積金額1億4,950万円に消費税相当額1,196万円を加え、1億6,146万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

なお、工事の完成予定期日は平成30年2月28日を予定しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（藺田豊造君） 2点について質疑させていただきます。

まず、この事業は地元説明会をしっかりと後に事業を行うのか。

それから、もう1点につきましては、行政財産というもの、すなわち公有財産というものを普通財産でもって売り渡すことのできる、そのような仕組みがどのようになされているのか。この前、県の許可を得、同意を得て、更にまたこれを総務省に報告すれば良いとされていましたが、県の許可とはどういうものか、この手続きはどのようになっているのか、お知らせください。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 藺田議員の2点の質問にお答えさせていただきます。

地元説明会と申しますか、地元の同意と申しますか、説明会を行うかということでございますが、既に9月の下旬に一度わさび平の近隣にお住まいの住民の方に説明会をさせていただいております。なお、技術提案書が出されて、これから実施設計に入っていきますが、来年早々に地元

説明会を開催する予定をいたしております。

2点目の行政財産を普通財産として売る云々の質問でございますが、前回もお話しさせていただいて、多分そこが答弁漏れだったものですから、もう一度再質問だと思うんですが、宅地造成事業特別会計において用地を取得し、造成して分譲していくということでございますので、行政財産でもなければ普通財産でもない、要は事業用の資産ということでございますので、一般会計で求められております公有財産とはまた違って、事業用の資産という考え方に立っております。

なお、どういう手続きをとって進めているかということでございますが、宅地造成事業で特別会計において土地の取得だとか宅地造成については起債、借金をして借入れを起こして事業を進めているわけですが、この借入れにつきましては宅地造成事業債という総務省に規定されておりますいろいろな起債のメニューがございます。その中の一つに宅地造成事業債というものがございまして、そのメニューに基づいて実施しております。なお、この手続きにつきましては、県の同意を得て、県から国の方へ申達といたしますか、小山町がこういう事業をしているということで届け出をしてなされているということでございます。

以上です。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。5番 藺田豊造君。

○5番（藺田豊造君） 今出された案件について、私は反対討論をいたします。

その第1においては、私はこの物件を買うときから、第三者利益になる、すなわち二重抵当にあったということについて、これを買ったということに大変に疑念を持っております。それは、第三者利益に供するものだと私は確信してやまないからでございます。

もう1点につきましては、隣地の承諾がまだしっかりと得られておりません。それから、これから起こる、分譲した後に水道事業においては、まさにこれは当局との間、住民との間、それらにおいての、まだコンセンサス、これを町税として使っているものか、あるいは住民の福祉に供するものか、大いに疑問点が残るからでございます。

今のままでいけば、これの水道を使用するとして、もっとすっきりとさせた方が、私は事業として成り立つのではないかと、そういう観点を持ちまして、住民に疑念を持たせるんじゃないかと。まだまだ研究の余地があるんじゃないか、そういう意味合いを含みまして、私はこれを反対いたします。

以上です。

○議長（米山千晴君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第102号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立多数です。したがって、議案第102号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第4 議案第103号 平成28年度小山町一般会計補正予算(第6号)

○議長(米山千晴君) 追加日程第4 議案第103号 平成28年度小山町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長(湯山博一君) 議案第103号 小山町一般会計補正予算(第6号)についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億円を追加し、予算の総額を106億780万2,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明を申し上げます。

5ページを御覧ください。

18款1項2目ふるさと寄附金を2億円増額いたしますのは、ふるさと寄附金の増額を見込むのであります。

次に、歳出予算につきまして、6ページから御説明を申し上げます。

2款1項4目財産管理費のうち説明欄(3)基金管理費を3,500万円増額いたしますのは、歳入で計上しましたふるさと寄附金のうち、寄附の使い道につきまして登録有形文化財等の保全・活用のためを選択された寄附金額を文化財保護基金に積立をするものであります。

次に、同じく8項1目広報広聴費のうち説明欄(4)ふるさと振興事業費を1億4,500万円増額いたしますのは、本町へふるさと寄附をしていただいた方へのお礼の品を贈るための経費を見込んだものであります。

最後に、7ページにかけまして12款1項1目予備費を2,000万円増額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第103号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第103号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、平成28年第7回小山町議会12月定例会を閉会します。

午前10時50分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 佐 藤 省 三

署 名 議 員 鈴 木 豊